

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 監 査 公 表

### 包括外部監査

教育委員会における財務事務の執行について  
……（監査公表第19号）… 1

北九州市監査委員

北九州市監査公表第19号

平成29年3月28日

北九州市監査委員 江 本 均  
同 廣 瀬 隆 明

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書

-教育委員会における財務事務の執行について-

平成 29 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 富下 博文

## 目次

第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の対象	1
5 監査の方法	4
6 監査の期間	4
7 監査の実施者	4
8 利害関係	4
9 略称等	5
第2 監査対象の概要	6
1 北九州市教育委員会の状況	6
(1) 学校教育を取り巻く環境（関係法令の改正等）	6
(2) 北九州市の計画における教育の目標等	7
(3) 北九州市における学校教育の現状	9
(4) 組織体制	18
(5) 規程、マニュアル等	21
(6) 情報セキュリティ	22
(7) 公費会計と私費会計	30
(8) 出資団体	31
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	34
1 監査対象の選定	34
2 監査の視点	35
3 監査手続の流れ	36
4 監査の結果（指摘）及び意見の概要	37
5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	41
(1) 企画調整課	41
(2) 施設課	48
(3) 教職員課	56
(4) 学事課	60
(5) 学校保健課	74
(6) 指導企画課	79
(7) 指導第一課	81
(8) 教育センター	83
(9) 東谷中学校	86
(10) 浅川中学校	87
(11) 小倉南特別支援学校	90

(12)	高等学校	92
(13)	戸畑高等専修学校	94
(14)	高等理容美容学校	96
(15)	公益財団法人北九州市学校給食協会	103
(16)	教育委員会全体に対する監査結果及び意見	104

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37及び北九州市外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

教育委員会における財務事務の執行について

### 3 特定の事件として選定した理由

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正施行され、「総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図るとともに、市長が教育に関する「大綱」を策定し、教育政策に関する方向性を明確化して、教育施策の総合的な推進を図ることとされている。

北九州市（以下「市」という。）では、平成27年に「北九州市教育大綱」を定め、平成26年に策定した「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を推進している。

また、平成27年10月に策定した「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも「子どもたちの確かな学力や体力、豊かな心を育む教育環境の整備」が盛り込まれている。

さらに、平成26年度一般会計決算において、教育費は約306億円と全体の6.0%を占めており、重要性は高い。

そこで、教育委員会における財務事務の重要性を勘案し、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

## 4 監査の対象

### (1) 対象部署

監査の対象部署は、北九州市教育委員会（以下「市教委」という。）事務局、市教委が所管する北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、高等専修学校及び高等理容美容学校（以下「市教委所管学校等」という。）、市教委が所管する市の出資団体である公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「市給食協会」という。）とした。

なお、それぞれの概要（市給食協会を除く。）は、以下のとおりである。

#### ア 北九州市教育委員会事務局

市教委の事務局の概要は、次のとおりである。なお、詳細は、「第2 監査対象の概要 1 北九州市教育委員会の状況」に記載している。

【市教委事務局の概要】（平成 28 年 5 月 1 日現在）

（単位：人、千円）

部	課室	職員数	H27 決算額	備考
全般		2	—	教育長、教育次長
総務部	総務課	15	6,977,005	—
	企画調整課	16	194,098	—
	施設課	17	5,926,812	—
学務部	教職員課	28	960,044	—
	権限移譲準備室	16	—	H28.4.1 から設置
	学事課	17	6,380,584	—
	学校保健課	15	2,438,547	—
指導部	指導企画課	12	4,337,254	—
	指導第一課	21		—
	指導第二課	14		—
	特別支援教育課	7		—
	教育センター	14		—
学力・体力向上推進室		13	—	H28.4.1 から設置
計		207	27,214,344	

出所：「市教委資料」を基に監査人作成

イ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等

市教委所管学校等は、次のとおりである。

【市教委所管学校等の概要】（平成 28 年 5 月 1 日現在）

（単位：校（園）、人）

種別	学校（園）数	児童・生徒（学生）数	市費負担職員数
幼稚園	8	299	8
小学校	131	47,875	444
中学校	62	23,311	227
特別支援学校	8	1,152	60
高等学校	1	699	13
高等専修学校	1	88	3
高等理容美容学校	1	96	3
計	212	73,520	758

出所：「市教委資料」を基に監査人作成

このうち、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校については、次のとおり、対象を抽出している。

【抽出した学校等】（園児・児童・生徒数は平成 28 年 5 月 1 日現在）

種別	抽出した監査対象	抽出理由
幼稚園	小倉南幼稚園	園児数が最多（52 人）
小学校	藍島小学校	児童数が最少（15 人）
	光貞小学校	児童数が最多（1,260 人）
中学校	東谷中学校	生徒数が最少（89 人）
	浅川中学校	生徒数が最多（907 人）
特別支援学校	小倉南特別支援学校	児童・生徒数が最多（226 人）

## (2) 対象とした事務等

監査の対象は、市教委における財務事務の執行としている。

### ア 北九州市教育委員会事務局

各所管部署における財務事務及び財産管理等を対象とした。なお、次のとおり、一部の支出項目（節）については、サンプルを抽出し監査を実施している。ただし、抽出基準に満たない場合でも、必要に応じ監査対象としている。

#### 【抽出基準】

支出項目（節）名	抽出基準	主な内容
11 節 需用費	1 件 500 万円以上	・ 教師用教科書及び指導書の購入 ・ 児童生徒用机及び椅子の購入
12 節 役務費	1 件 100 万円以上	・ 教育委員会全体の毎月の電話料金 ・ 中学校の部活動振興事業費 ・ スクールヘルパーに係る保険料
13 節 委託料	1 件 500 万円以上	・ 学校給食調理業務民間委託費 ・ 学校情報システム保守費 ・ 児童生徒健康診断委託費
14 節 使用料及び賃借料	1 件 500 万円以上	・ 学校 P C リース料 ・ 校舎建替に伴うプレハブ校舎リース料
15 節 工事請負費	1 件 1,000 万円以上	・ 門司総合特別支援学校整備事業 ・ 上津役中学校建替事業 ・ ひびきの小学校新設事業
17 節 公有財産購入費	1 件 500 万円以上	・ 思永中学校整備 P F I 事業費 ・ 八幡西図書館建設償還金支払
18 節 備品購入費	1 件 100 万円以上	・ 特別支援学校スクールバス購入 ・ 校舎建替に伴う備品購入 ・ 図書館移転に伴う備品購入
19 節 負担補助及び交付金	1 件 100 万円以上	・ 私立学校振興助成補助金 ・ 市給食協会運営費補助金 ・ 日本スポーツ振興センター共済掛金

### イ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等

市教委所管学校等における財務事務（学級費等の私費会計、保護者会等の会計を含む。）について、212 校（園）のうち 9 校（園）を監査対象として選定し、監査を行った。

### ウ 出資団体

市教委が所管する唯一の出資団体である市給食協会における財務事務について監査を行った。

## (3) 対象とした年度

監査の対象は、原則として平成 27 年度とし、必要に応じて、平成 26 年度以前及び平成 28 年度についても対象とした。



## 5 監査の方法

### (1) 監査の視点

監査の視点は次のとおりである。なお、詳細は「第3 2 監査の視点」に記載している。

- ① 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- ② 事務事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ③ 公金に準ずる取扱いが必要な財務事務について、適切に行われているか。
- ④ 所管する出資団体等の財政的援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ⑤ 情報セキュリティ対策は、適切に行われているか。
- ⑥ 過去の包括外部監査、定期監査、行政監査等の結果に対する措置は適切に行われているか。

### (2) 実施した監査手続の流れ

#### ア 概要の把握

市教委の組織、人員、財務等について概要を把握するため、教育行政の状況及び課題等について担当者への質問を行った。

#### イ 監査対象とした市教委の各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問

市教委事務局、市教委所管学校等、市給食協会の財務に関する事務手続等について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

#### ウ 監査対象とした市教委所管学校等への現地調査

市教委所管学校等の教育財産の状況を把握するため、各所在地へ行き、管理状況等の現地調査を実施した。

## 6 監査の期間

平成28年7月5日から平成29年2月27日まで

なお、詳細は、「第3 3 監査手続の流れ」に記載している。

## 7 監査の実施者

包括外部監査人	富下 博文	公認会計士
補助者	香野 剛	公認会計士
同	松尾 潤一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	小島 智也	公認会計士
同	明石 康平	公認会計士試験合格者
同	石田 博文	情報セキュリティマネジメントシステム審査員補、 認定コンプライアンス・アドバイザー
同	丸永 博喜	公認情報システム監査人、ITコーディネータ、情報 セキュリティアドミニストレータ、公認不正検査士
同	南 志保里	

## 8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年

表中の数値については、単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「—」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

## 第2 監査対象の概要

### 1 北九州市教育委員会の状況

#### (1) 学校教育を取り巻く環境（関係法令の改正等）

国においては、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、平成18年に教育基本法が改正され、教育の基本理念が示された。この理念の実現に向けて、教育基本法の規定に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として平成20年に「教育振興基本計画」が策定されている。その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成25年6月に第2期の教育振興基本計画が策定された。第2期教育振興基本計画は、平成25年度から29年度の5年間を計画期間としている。

国は、この教育振興基本計画に基づいて、教育基本法の理念の実現に向けた諸施策に取り組んでいる。

#### 【第2期教育振興基本計画の概要】



出所：「平成27年度文部科学白書」

また、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定する教育委員会について、従来、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題が指摘されていたことから、教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえて、平成 26 年 6 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されている。

新しい教育委員会制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）が設置されることとなった。また、教育委員による新教育長へのチェック機能が強化されたほか、地方自治体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、地方自治体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議が設置されることとなった。

## （２）北九州市の計画における教育の目標等

市は、1963（昭和 38）年 2 月に、門司、小倉、若松、八幡及び戸畑の 5 市が合併して誕生し、2013（平成 25）年 2 月に市制 50 周年を迎えている。

1901 年に官営八幡製鉄所が操業を開始して以来、工業を中心として発展してきたこと及び公害を克服してきた歴史を背景に、早くから環境問題にも重点的に取り組んでおり、その結果、環境都市として様々な施策を継続している。

一方で、少子高齢化による人口構成の変化、グローバル化の急速な進展など、市を取り巻く環境は大きく変化し続けており、様々な課題に直面している。

このような環境の変化に適応するため、市は平成 20 年 12 月にまちづくりの指針である「北九州市基本構想」及び「北九州市基本計画」（2 つをあわせて『元気発進！北九州』プラン』という。）を策定した。

このうち、「北九州市基本計画」については、「社会経済環境の変化等を踏まえて、おおむね 5 年間で計画の内容を見直し必要に応じて変更すること」としており、昨今の社会経済情勢の変化やこれまでの進捗状況を踏まえた今後の対応等に反映させるため、平成 25 年 12 月に計画を変更している。

この基本計画において、まちづくりの取組の柱を 7 つ設定しており、その 1 番目として「I 人を育てる」があり、またその 1 番目の大項目に「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」が挙げられている。

すなわち、まちづくりの指針の 1 番目に「教育」がとりあげられていることから、市の最重要施策の一つとして位置づけられていることがわかる。

また、この「北九州市基本構想」及び「基本計画」の「人づくり」を具体化する、子どもの教育に係る部門別計画として、平成 21 年度に「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「市教育プラン」という。）を策定し、平成 26 年 2 月に計画を改訂している。

なお、この市教育プランは、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、市の教育振興基本計画に位置づけられている。

### 【教育基本法における教育振興基本計画の規定】

（教育振興基本計画）

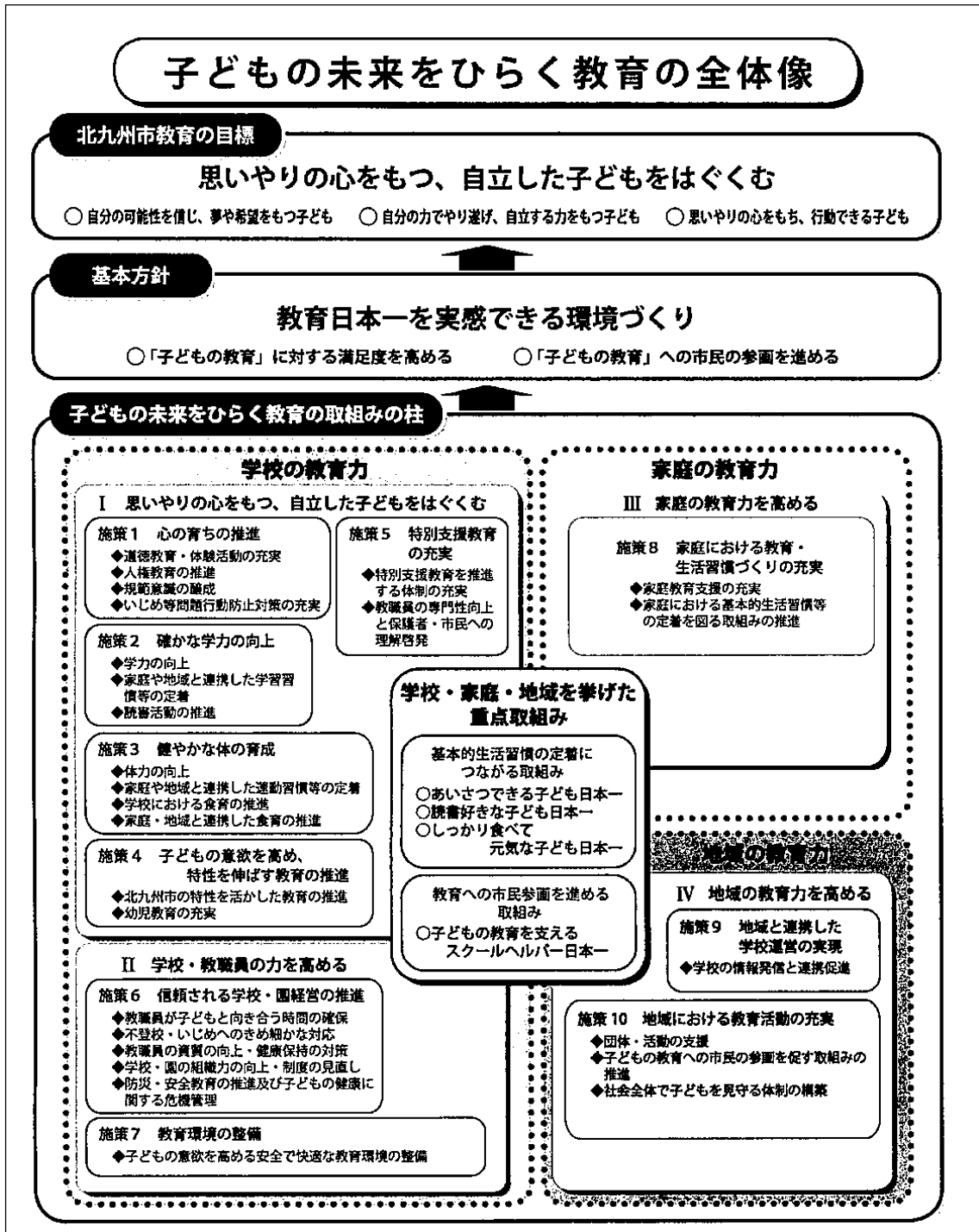
第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

出所：「教育基本法」

市教育プランにおける「子どもの未来をひらく教育の全体像」は、次のとおりである。  
 市の教育の目標を「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」とし、基本方針として、「教育日本一を実感できる環境づくり」が掲げられている。

【子どもの未来をひらく教育の全体像】



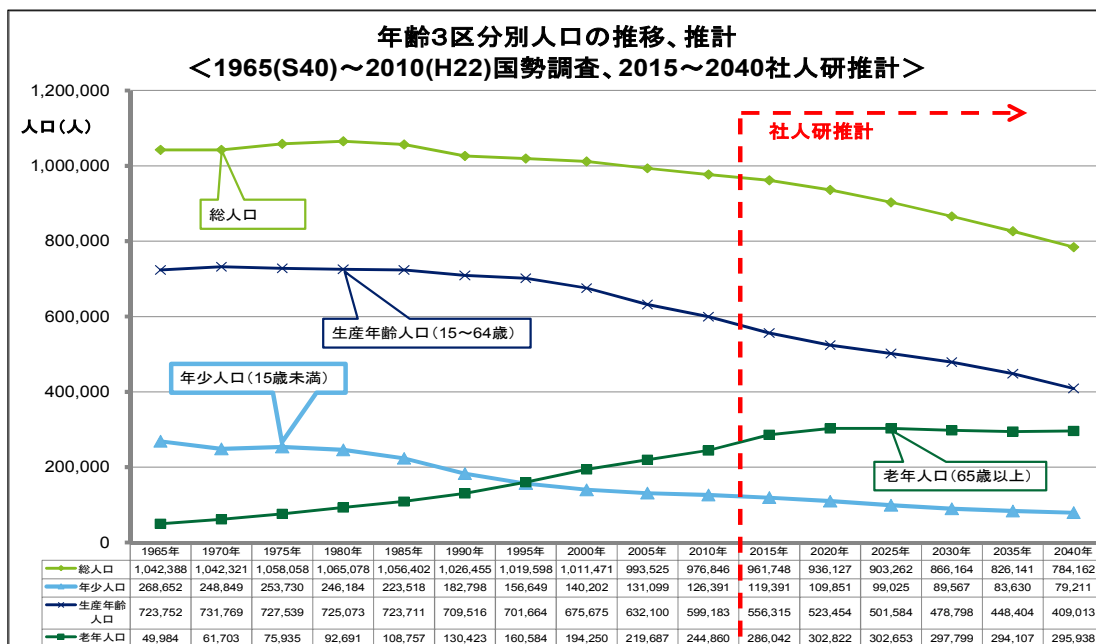
出所：「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（平成26年2月改訂）」

### (3) 北九州市における学校教育の現状

#### ア 学校及び児童生徒の状況

市の総人口は、1980年（昭和55年）から減少しており、2005年の国勢調査で100万人を下回り、更に減少傾向にある。15歳未満の年少人口をみると、1965年（昭和40年）には、総人口の25.8%を占めていたが、1995年（平成7年）に老年人口（65歳以上人口）を下回り、2010年（平成22年）には総人口の12.9%となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、今後もこの傾向は続くことが見込まれている。

【総人口と年齢3区分別の推移、推計】（各年10月1日時点）

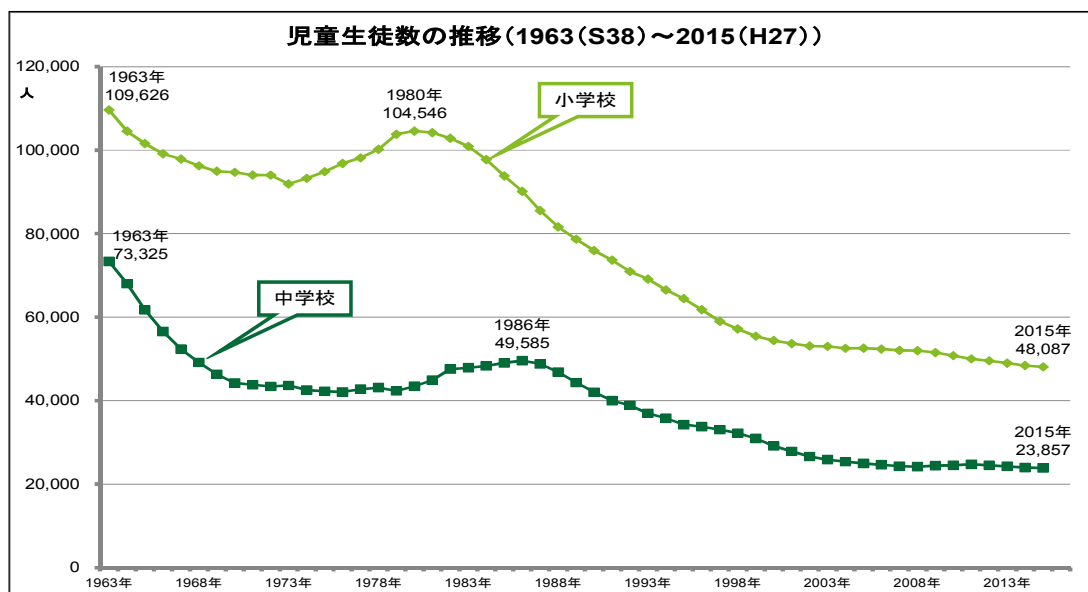


出所：「国勢調査」、「社人研」

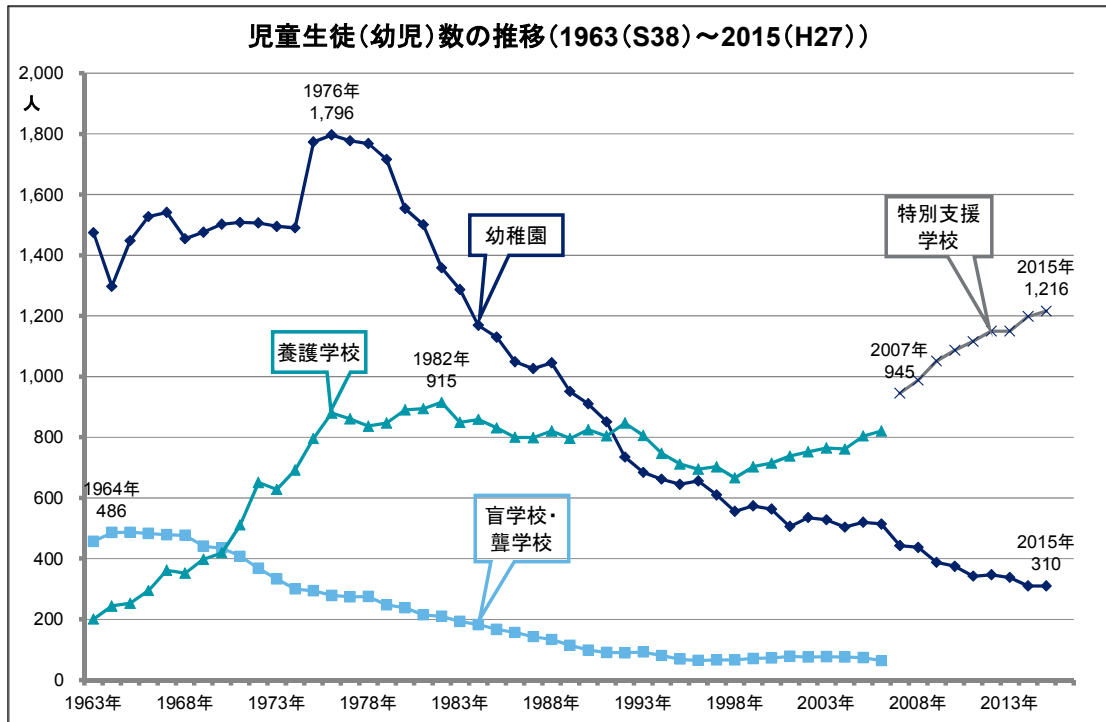
年少人口の推移に伴い、児童生徒数は、小学校では1980年（昭和55年）、中学校では1986年（昭和61年）から一貫して減少しており、それぞれ半数以下となっている。

一方、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にある。

【児童生徒数の推移（小学校・中学校）】（各年5月1日現在）



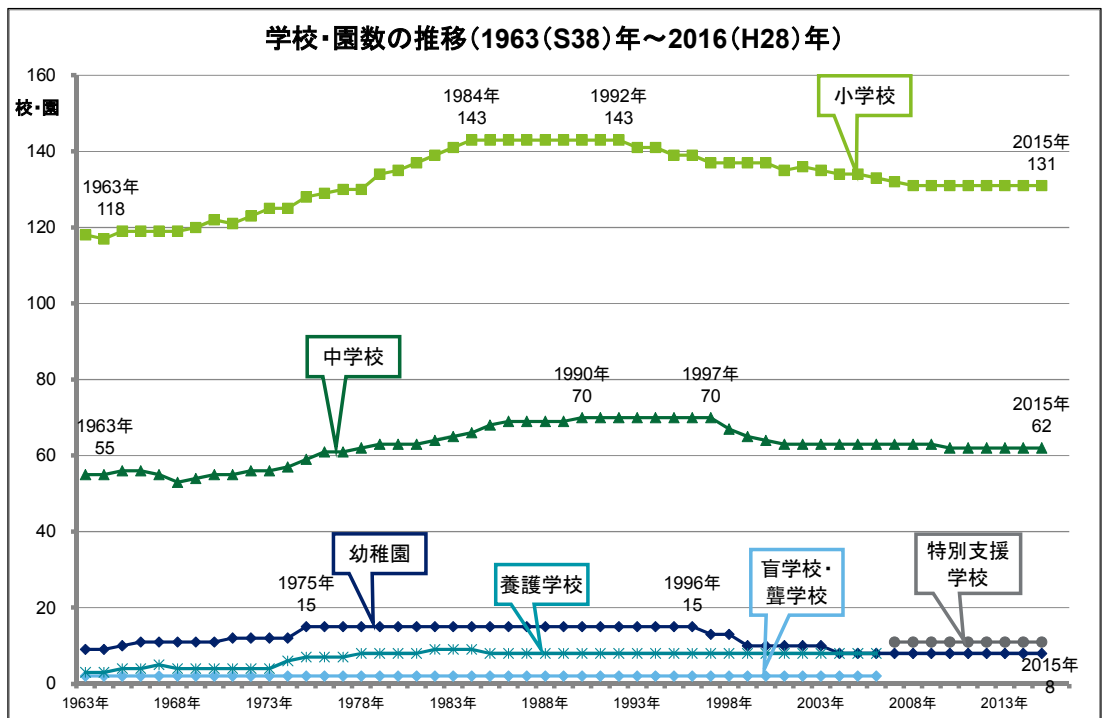
【児童生徒（幼児）数の推移（幼稚園、特別支援学校等）】（各年5月1日現在）



出所：「北九州市統計資料」

学校数は、小学校が1992年（平成4年）、中学校が1997年（平成9年）から減少していたが、近年は小学校131校、中学校62校で推移している。なお、現在、ひびきの小学校を新設工事中であり、平成29年度から小学校が1校増える予定である。

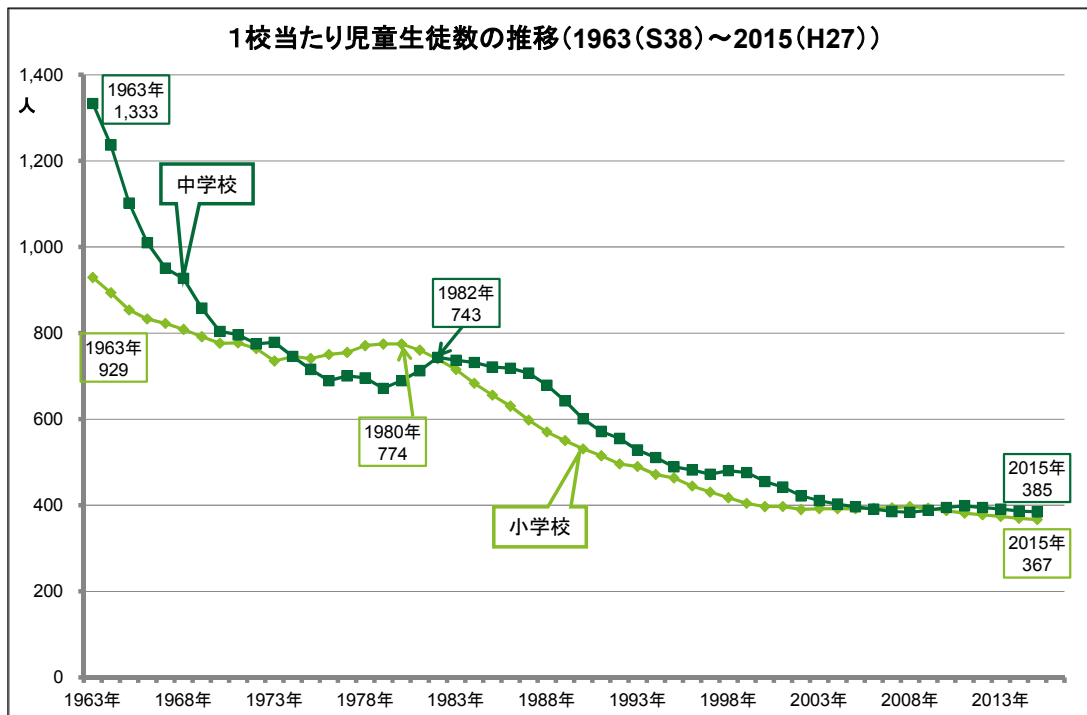
【学校・園数の推移】（各年5月1日現在）



出所：「北九州市統計資料」

1校当たりの児童生徒数をみると、小学校は1980年（昭和55年）から、中学校は1982年（昭和57年）から減少し、2000年代に入るとほぼ横ばいとなっている。

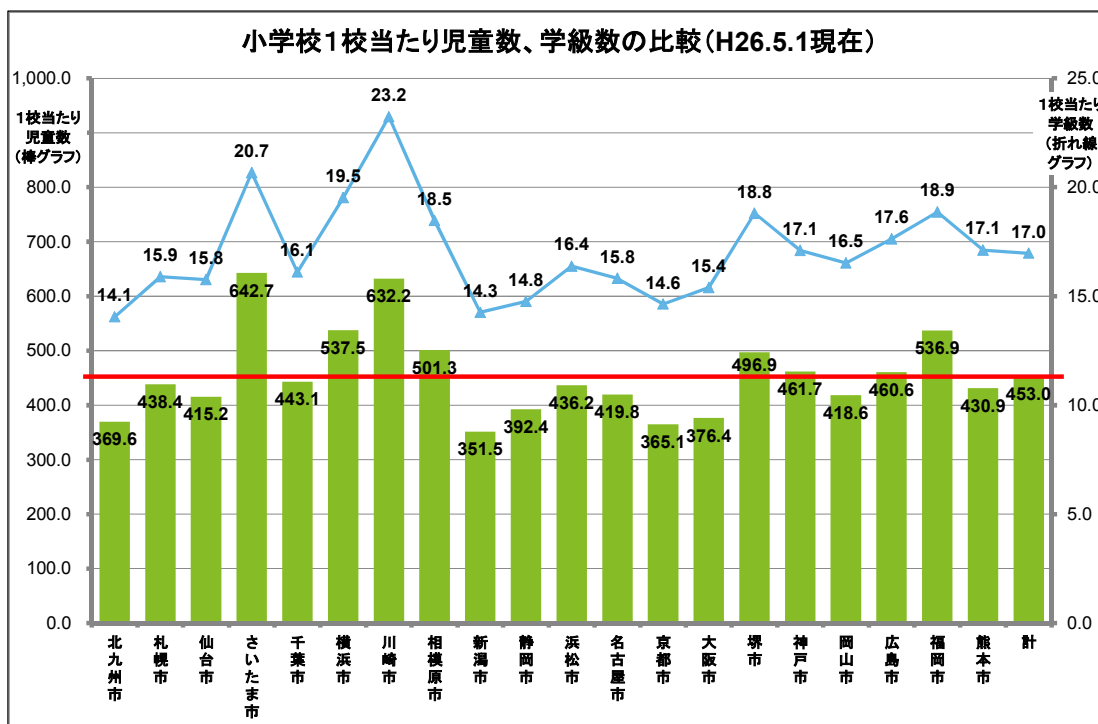
【1校当たりの児童生徒数（小学校、中学校）】（各年5月1日現在）



出所：「北九州市統計資料」

1校当たりの児童生徒数及び学級数について、政令指定都市と比較すると、小学校では、児童数は新潟市に次いで少なく、学級数は最も少ない。中学校では、生徒数、学級数とも新潟市に次いで少ない。

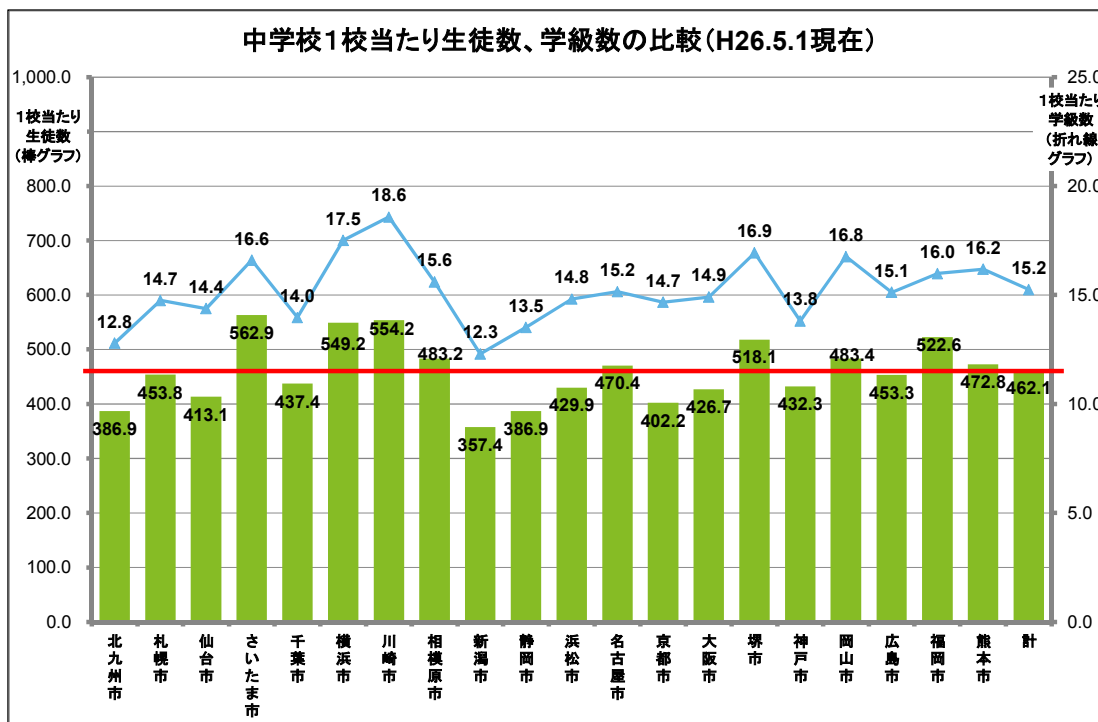
【小学校1校当たり児童数、学級数の比較】（平成26年5月1日現在）



出所：「北九州市立小・中学校の現状と将来（平成27年5月）」を基に監査人作成



【中学校 1 校当たり生徒数、学級数の比較】（平成 26 年 5 月 1 日現在）



出所：「北九州市立小・中学校の現状と将来（平成 27 年 5 月）」を基に監査人作成

イ 施設の状況

市が平成 26 年 12 月に作成した「北九州市公共施設白書」によると、建物数では、小学校が 1,423 棟 (20.5%)、中学校が 744 棟 (10.7%) と学校教育施設が全体の 3 割以上を占めている。総延床面積でも、小学校が約 79 万㎡ (14.7%)、中学校が約 46 万㎡ (8.5%) と全体の 2 割を超えている。

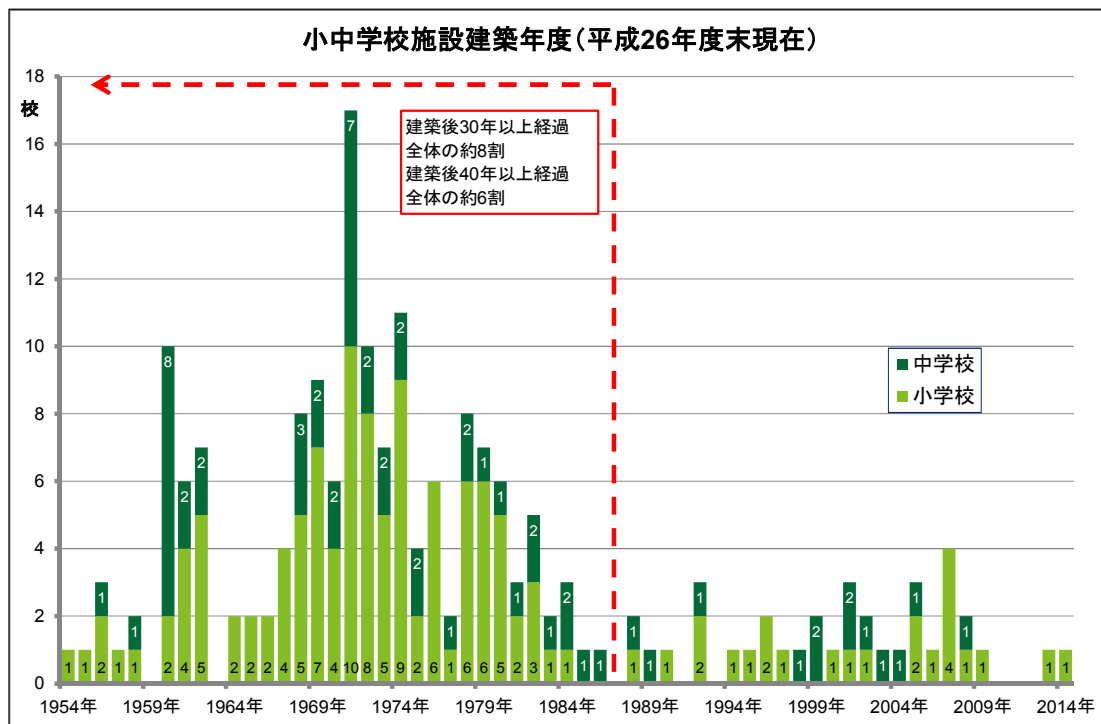
【北九州市の公共施設の概要】（平成 26 年 3 月末時点）

施設の種類(大分類)	施設の種類(小分類) (市教委所管分のみ)	施設数	建物数 (棟)	建物数 割合	総延床面積 (㎡)	面積 割合
1 市営住宅		411	1,729	24.9%	2,080,040	38.5%
2 学校教育施設		212	2,310	33.3%	1,336,300	24.7%
	(1) 小学校	131	1,423	20.5%	793,841	14.7%
	(2) 中学校	62	744	10.7%	462,518	8.5%
	(3) 特別支援学校	9	91	1.3%	44,521	0.8%
	(4) 高等学校等	4	33	0.5%	22,972	0.4%
	(5) その他学校施設	6	19	0.3%	12,448	0.2%
3 市民文化系施設		331	391	5.6%	240,353	4.4%
4 社会教育施設		68	141	2.0%	122,548	2.3%
	(3) 図書館	20	20	0.3%	24,623	0.5%
5 スポーツ施設		97	123	1.8%	91,406	1.7%
6 保健・福祉施設		56	101	1.5%	117,236	2.2%
7 子育て支援施設		182	251	3.6%	68,857	1.3%
	(1) 幼稚園	8	15	0.2%	5,517	0.1%
8 観光・産業系施設		59	116	1.7%	168,269	3.1%
9 行政系施設		205	289	4.2%	207,768	3.8%
10 その他		808	1,073	15.5%	264,323	4.9%
11 特別会計施設		37	206	3.0%	468,051	8.7%
12 地方公営企業会計施設		80	208	3.0%	244,518	4.5%
合計		2,546	6,938	100.0%	5,409,669	100.0%

出所：「北九州市公共施設白書（平成 26 年 12 月）」を基に監査人作成

小中学校の施設について、建築年度別にみると、1960年代後半から1980年代前半にかけて建築された施設が多く、建築後30年以上経過している施設が全体の約8割、40年以上経過している施設が全体の約6割となっている。

【小中学校施設建築年度】(平成27年3月末時点)



出所：「北九州市立小・中学校の現状と将来(平成27年5月)」を基に監査人作成

### ウ 平成27年度の決算状況

市の平成27年度一般会計決算額は、歳入5,039億64百万円、歳出5,004億79百万円となっている。(歳入から埋立地造成特別会計繰出債、歳出から埋立地特別会計繰出金を除く。)

このうち、教育委員会所管分の決算額は、歳入78億37百万円、歳出285億97百万円と、それぞれ、1.6%、5.7%を占めている。

教育委員会所管分の決算状況は、次のとおりである。歳入では、市債38億42百万円と国庫支出金32億26百万円で全体の約9割を占めている。歳出では、小学校費75億79百万円(26.5%)、中学校費63億68百万円(22.3%)、特別支援学校費38億40百万円(13.4%)であり、教育職員費が69億2百万円(24.1%)となっている。

【平成27年度 教育委員会所管分決算総括表】

(歳入)

(単位：千円)

款	決算額	割合	備考
15 使用料及び手数料	112,492	1.4%	—
16 国庫支出金	3,226,325	41.2%	—
17 県支出金	806	0.0%	—
18 財産収入	5,551	0.1%	—
19 寄附金	20,000	0.3%	—
22 諸収入	630,277	8.0%	—
23 市債	3,841,600	49.0%	—
合計	7,837,051	100.0%	

(項目別歳出)

(単位：千円)

項	決算額	割合	備考
13 教育費	28,596,914	100.0%	—
1 教育職員費	6,901,755	24.1%	—
2 教育総務費	1,586,543	5.5%	—
3 小学校費	7,578,724	26.5%	—
4 中学校費	6,367,838	22.3%	—
5 高等学校費	170,166	0.6%	—
6 特別支援学校費	3,840,369	13.4%	—
7 幼稚園費	72,399	0.3%	—
8 専修各種学校費	44,070	0.2%	—
9 社会教育費	1,388,241	4.9%	—
10 保健体育費	646,809	2.3%	—
合計	28,596,914	100.0%	

出所：市作成資料を基に監査人作成

## エ 主な事業

平成27年度における主要施策は次のとおりである。

### 【平成27年度 教育委員会 主要施策】

#### 子どもの教育に関する分野

##### 1 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

###### (1) 心の教育推進事業【10,059千円】

いじめや不登校をはじめとした子どもたちの問題行動や、人間関係を築けない児童生徒に対応するため、社会性や規範意識、思いやりの心など豊かな人間性を育む道徳教育・体験活動を推進した。

###### (2) 「北九州市中学生合唱フェスティバル」開催事業【2,720千円】

音楽を通して、子どもたちに豊かな情操を育むとともに、音楽や合唱に親しむ本市の文化的風土を醸成するため、2月7日に「北九州市中学生合唱フェスティバル」をウェルとばたで開催した。

###### (3) 学力向上に向けた取組み

###### ① 「子どもひまわり学習塾」事業【89,707千円】

児童生徒の主体的な学習習慣や、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、放課後等を活用して学習機会を提供する「子どもひまわり学習塾」の対象校を小学校は31校から70校に、中学校は11校から市内全62校に拡充するなどし、実施した。

###### ② 北九州市学力状況調査事業【36,896千円】

小学校から中学校まで児童生徒一人一人の学力を継続的に把握・分析し、学力の向上に役立てるため、小学5年生、中学1、2年生を対象とした本市独自の学力調査を開始した。

また、中学3年生全員を対象に、英語能力判定テスト（英検3級程度）を実施し、生徒に求められる英語力や学習状況の把握・分析を行い、本市の英語教育の更なる充実を図った。

###### ③ 学校の読書活動推進事業【82,161千円】

子どもたちが読書に親しむ環境を整え、学校図書館の利用を促進するため、学校図書館職員を27中学校区から31中学校区に拡充して配置し、学校における読書活動を一層推進した。

④ 学校支援のための市費講師配置事業<再掲>【513, 225 千円】

学力向上、いじめ・非行対策など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を一層に円滑に進めていくため、市費講師を 197 人から 200 人に拡充配置した。

(4) 小中一貫・連携教育の推進【614 千円】

南小倉中学校区、花尾中学校区の 2 つの中学校区を「小中一貫教育モデル中学校区」に指定して、現行の小中学校の施設のもとで、9 年間の連続性・系統性のある効果的な教育の推進方策について今後の方向性の検討を進めた。

(5) 部活動振興事業【94, 721 千円】

生徒が自分の個性を伸ばし、体力の向上などに大きな役割を果たす部活動を振興するため、外部講師や設備、部活動用品等を充実するなど、生徒が部活動に参加しやすい環境を整備した。

(6) 環境教育推進事業【21, 936 千円】

環境未来都市としての北九州市の独自性を生かし、環境施設等における体験を重視した環境教育を推進し、あらゆる環境活動に主体的に取り組むことができる子どもを育成した。

また、推進指定校のユネスコスクール加盟登録を支援するなど、環境教育の発展を目指した。

(7) 門司総合特別支援学校整備事業【2, 713, 030 千円】

知的障害のある児童生徒の増加に伴う知的障害特別支援学校の過密化等に対応するため、知的障害と病弱を対象とする門司総合特別支援学校を平成 28 年 4 月の開校に向け、整備を行った。

(8) 小倉総合特別支援学校整備事業【426, 995 千円】

総合療育センターの再整備に伴い、肢体不自由と病弱を対象とする小倉総合特別支援学校の新校舎を整備した。

(9) 特別支援教育を推進する体制の充実【326, 345 千円】

障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実を図るため、小学校入学前からの相談支援体制の更なる整備を進めるために相談員を 1 人から 3 人に、特別支援学級を補助する市費講師を 37 人から 47 人に拡充して配置するとともに、特別支援教育介助員の配置などにより校内支援体制の強化に取り組んだ。

## 2 学校・教職員の力を高める

(1) 学校支援のための市費講師配置事業<一部再掲>【513, 225 千円】

学力向上、いじめ・非行対策など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を一層に円滑に進めていくため、市費講師を 197 人から 200 人に拡充配置した。

(2) 35 人以下学級編制の実施【170, 904 千円】

教職員が一人一人の子どもと向き合う時間を確保するため、小学 1、2、3 年生及び中学 1 年生において 35 人以下学級を引き続き実施した。

また、平成 27 年度から、小学 4 年生及び中学 3 年生において学校の実情に応じて、学校長の裁量により、35 人以下学級を実施した。

(3) 「チーム学校」運営・推進事業<一部再掲>【224, 875 千円】

学校を取り巻く環境が複雑化し、さまざまな教育課題への対応を迫られる中、特に生徒指導上の諸問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを 7 人から 8 人に拡充して配置するとともに、新たに特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するなど専門性を持つスタッフを配置し、教員とともに一つのチームとして学校の教育力を高めた。

(4) 小中学校等空調設備整備事業【329,764千円】

良好な学習環境を確保するため、小中学校等の普通教室にエアコンを整備する。平成27年度は先行し着手していた5校について整備を終了するとともに全中学校の普通教室の整備に着手した。

(5) 大規模改修事業【244,243千円】

安全で安心な学校施設の整備を図るため、築後30年を経過した建物について、経年による機能低下を復旧するための大規模改修工事を小学校2校において実施した。

(6) 学校施設耐震補強事業【796,490千円】

学校施設に必要な耐震性を確保するため、施設の耐震補強工事を実施し、完了した。

(7) 天井等非構造物落下防止事業【177,281千円】

災害時の避難場所でもある学校施設の安全と安心を確保するため、体育館棟の非構造部材の落下防止工事を実施し、完了した。

(8) ひびきの小学校新設事業【549,482千円】

北九州学術研究都市整備事業の進歩により児童数が急増し、本市の分離新設基準を超えた光貞小学校の教育環境を改善するため、ひびきの小学校の校舎新設等に着手した。

### 3 家庭・地域の教育力を高める

(1) 経済界との連携による学校支援モデル事業【3,254千円】

経済界と連携することで、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や児童向けの体験学習、教職員を対象とした研修などを平成27年度は、対象校を40校から70校に拡充して取り組んだ。

(2) 学校支援地域本部事業【15,626千円】

教員が子どもと向き合う時間の確保や地域の教育力の向上を図るため、地域コーディネーターを配置する学校支援地域本部の設置を47中学校区に拡充し、地域の協力のもと、さまざまな学校の教育活動を支援する体制づくりを推進した。

(3) 「子どもひまわり学習塾」事業<再掲>【89,707千円】

児童生徒の主体的な学習習慣や、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、放課後等を活用して学習機会を提供する「子どもひまわり学習塾」の対象校を小学校は31校から70校に、中学校は11校から市内全62校に拡充するなどし、実施した。

図書館に関する分野<今回監査対象外のため省略>

#### その他

(1) 総合教育会議の開催【423千円】

市長と教育委員会が教育行政の重点的な施策などを協議・調整する場である「総合教育会議」を開催した。

(2) 県費負担教職員の権限移譲に係る人事・給与システム等の構築【135,406千円】

市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、平成29年度を目途に県より指定都市に県費負担教職員の給与負担等の権限が委譲されるため、人事給与システムの新規構築を行うとともに、サービス管理システムの改修に着手した。

出所：「市教委資料」

## オ 監査等の実施状況

### (7) 市教委による財務調査

市教委では毎年度、各学校における財務事務の指導のため、ローテーション等により対象先を選定し、会計事務実情調査を実施している。その結果については各学校に通知し、主な指摘や留意事項については市教委が毎年編集する「学校運営費予算の手引」に記載する。また、同じ内容の指摘が多数あるような場合は、研修等により重点的に指導を行っている。当該会計事務実情調査は、市教委による内部監査という位置づけとなる。

### (4) 市監査委員による監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づき市の監査委員によって実施される監査が定期監査であり、同条第9項の規定により、その結果が公表される。

定期監査は、市の財務事務の執行、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理や工事の執行等が適正かつ効率的に行われているかについて、毎年度監査計画を定めて定期的に実施されるもので、事務監査と工事監査がある。

市教委を対象とした定期監査は、次の表のとおり、それぞれ隔年で実施されている。

#### 【市教委を対象とした定期監査の実施状況】

公表年月日	区分	対象局等
平成20年6月20日	事務	市議会事務局、教育委員会及び企画文化局
平成20年12月15日	工事	環境局及び教育委員会
平成22年7月16日	事務	市議会事務局及び教育委員会
平成22年12月10日	工事	環境局及び教育委員会
平成24年8月27日	事務	市民文化スポーツ局、区役所、市議会事務局及び教育委員会
平成25年2月8日	工事	環境局及び教育委員会
平成26年8月22日	事務	市議会事務局及び教育委員会
平成27年2月20日	工事	環境局及び教育委員会
平成28年8月30日	事務	市民文化スポーツ局、市議会事務局及び教育委員会

出所：市ホームページ

また、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、必要に応じて実施される監査が行政監査であり、市の事務の執行について、経済性、効率性及び有効性に重点を置いて監査するものである。

市教委を対象とした行政監査は、次のとおり平成20年度に実施されている。

#### 【市教委を対象とした行政監査の実施状況】

公表年月日	内容
平成21年3月18日	「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金について

出所：市ホームページ

### (5) 包括外部監査

監査委員による監査のほかに、地方自治法では外部監査契約に基づく監査が定められている。これには、包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査は、本市のような政令市では必ず行うよう義務付けられている。

包括外部監査は、市と外部の専門的知識を有する者との契約に基づき、包括外部監査人が行う監査である。

包括外部監査人は、市の財務事務の執行、公営企業等の事業の管理のうちから特定のテーマを決めて、そのテーマに係る対象事務が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行う。

過去に市教委全体を対象とした包括外部監査は未実施であるが、市教委の一部の部署等が監査対象として含まれた包括外部監査の実施状況は次のとおりである。

**【市教委が対象として含まれた包括外部監査の実施状況】**

公表年月日	内容
平成 17 年 3 月 25 日	委託料に関する事務の執行
平成 22 年 3 月 17 日	外郭団体の運営に関するモニタリング事務について
平成 24 年 3 月 30 日	情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について
平成 25 年 3 月 28 日	負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行について
平成 26 年 3 月 28 日	貸付金及び未収入金に係る財務事務の執行（債権管理を含む。）について
平成 27 年 3 月 20 日	公の施設の管理運営及び指定管理者制度について
平成 28 年 3 月 25 日	市有財産（特に土地）の取得、管理、処分及び有効活用について

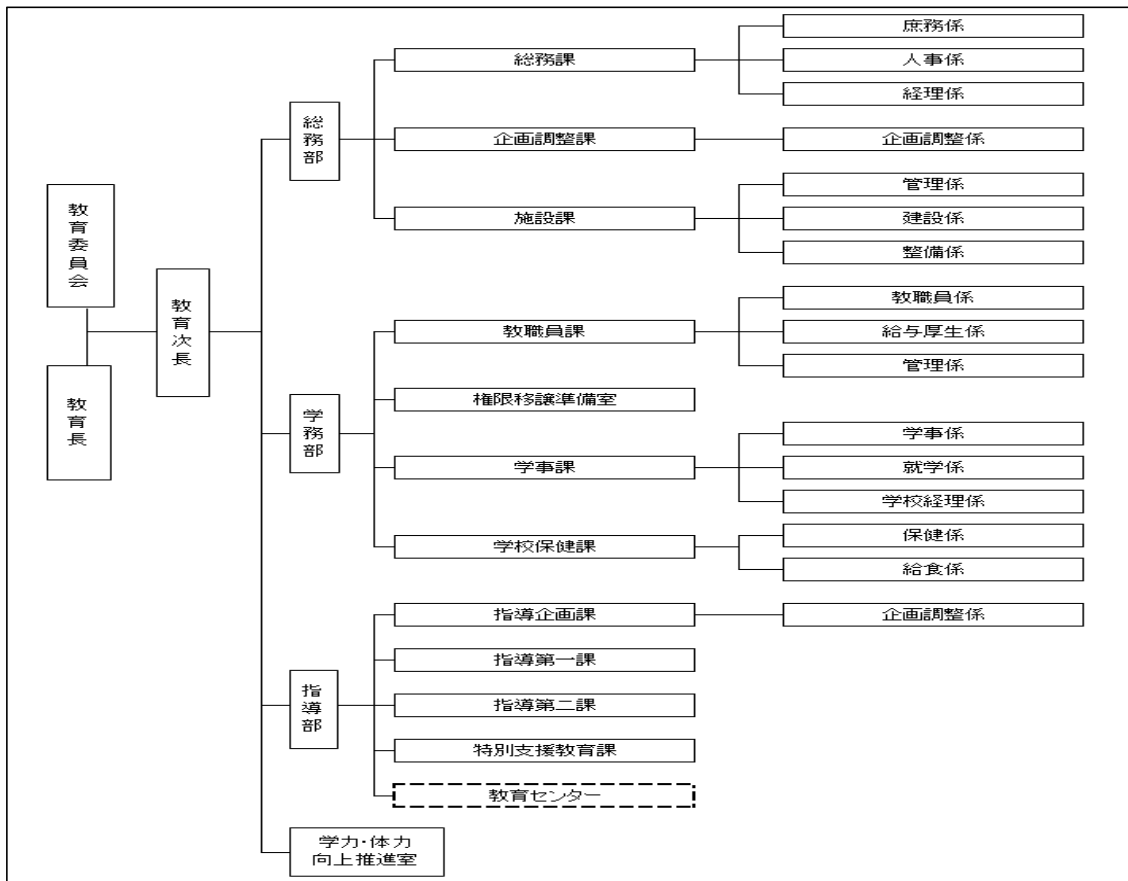
出所：市ホームページ

**(4) 組織体制**

前述した市教育プランで定めた目標を達成するため、市では、次のような組織体制により教育行政を行っている。

なお、スポーツ分野は平成 20 年度から、文化財保護等の文化分野については、平成 24 年度から市長部局に移管しており、平成 28 年度から、生涯学習分野についても市長部局に移管している。

**【市教委事務局の組織】（平成 28 年 5 月 1 日現在）**



出所：市教委作成資料



各部署の事務分掌は、次のとおりである。

【市教委の事務分掌】（平成 28 年 7 月 1 日現在）

部	課	係	所掌事務		
総務部	総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局、部、課の庶務</li> <li>・教育委員会の会議、総合教育会議等</li> <li>・局内事務の連絡調整</li> <li>・表彰（県費負担職員を除く。）</li> <li>・文書等の收受、発送及び保存の総括</li> <li>・公印管理</li> <li>・条例、規則、規程その他重要な文書の審査</li> <li>・公告式</li> <li>・事務改善</li> <li>・基幹統計その他調査統計</li> <li>・統計資料の収集及び整理</li> <li>・広報及び広聴</li> <li>・その他他の部、課の主管に属しないこと</li> </ul>		
		人事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事、服務、研修、分限及び懲戒</li> <li>・職員の定数</li> <li>・組織及び職務権限</li> <li>・職員団体及び労働組合</li> <li>・委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の福利厚生</li> </ul>		
		経理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算及び決算</li> <li>・委員会事務局の経理</li> <li>・国又は県の補助事業に係る検査</li> </ul>		
	企画調整課	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・重要事項の企画、調査、調整及び進行管理</li> <li>・国際交流に係る諸機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>・学校の設置及び廃止の計画</li> <li>・通学区域の設定及び変更</li> <li>・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定</li> <li>・私学助成（幼稚園を除く。）</li> <li>・図書館の設置、廃止及び管理並びに連絡調整</li> <li>・社会教育施設（図書館及び視聴覚センターを除く。）及び北九州市立埋蔵文化財センターの設置及び廃止</li> <li>・社会教育の専門的技術的な助言及び指導</li> <li>・人権教育に係る総合的企画、調査及び推進</li> <li>・人権教育に係る連絡調整</li> <li>・文化財及び社会教育（青少年教育に係るものを除く。）に係る市民文化スポーツ局との連絡調整</li> </ul>		
			施設課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・学校用地</li> <li>・学校施設の目的外使用許可</li> </ul>
				建設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の建設及び増改築</li> <li>・学校の施設台帳</li> </ul>
	施設課	整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校地及び校舎の維持修繕の計画及び実施</li> <li>・校地及び校舎の一般的管理</li> </ul>		



部	課	係	所掌事務
学務部	教職員課	教職員係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部、課の庶務</li> <li>・学校職員のうち県費負担教職員の人事</li> <li>・学級編制</li> <li>・職員団体及び労働組合</li> </ul>
		給与厚生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担職員の給与</li> <li>・県費負担職員の児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定</li> <li>・学校職員の公務災害補償</li> <li>・教職員広報</li> <li>・学校職員の福利厚生</li> <li>・教職員住宅</li> </ul>
		管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校職員の人事制度の企画、調査及び研究</li> <li>・学校職員の人事及び研修（教職員係の主管に属するものを除く。）</li> <li>・学校職員の服務</li> <li>・学校職員の分限及び懲戒</li> </ul>
	権限移譲準備室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・室の庶務</li> <li>・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に関すること</li> </ul>
	学事課	学事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・学校の物品の管理換、保管換等</li> <li>・学校の物品の出納及び保管事務の指導調整</li> <li>・教材教具等の整備</li> <li>・義務教育諸学校への就学</li> </ul>
		就学係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書無償給付</li> <li>・準要保護児童生徒の認定</li> <li>・就学補助（他課の主管に属するものを除く。）</li> <li>・就学資金</li> </ul>
		学校経理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の管理運営に要する経費の予算及び決算</li> <li>・学校の管理運営費の経理</li> </ul>
	学校保健課	保健係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・学校保健</li> <li>・学校保健関係団体</li> </ul>
		給食係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食</li> <li>・学校給食協会その他の学校給食関係団体</li> </ul>
	指導部	指導企画課	企画調整係
指導第一課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営</li> <li>・教育課程及び学習指導（他課の主管に属するものを除く。）</li> <li>・教科用図書その他の教材の取扱い</li> <li>・学校における人権教育</li> </ul>	
指導第二課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導</li> <li>・学校支援</li> <li>・保健安全指導</li> <li>・青少年教育に係る子ども家庭局との連絡調整</li> <li>・学校、家庭及び地域の連携</li> </ul>	

部	課	係	所掌事務
	特別支援教育課		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育の推進</li> <li>特別支援学校及び特別支援学級に関する教育課程及び学習指導</li> <li>特別支援教育の普及啓発及び資料収集</li> </ul>
		特別支援教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育に関する教育相談</li> <li>その他教育委員会が必要と認めること</li> </ul>
	教育センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>センターの庶務</li> <li>教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究</li> <li>教育関係職員の研修</li> <li>教育相談（特別支援教育に関するものを除く。）</li> <li>教育に関する資料及び情報の収集及び提供</li> </ul>
学力・体力向上推進室			<ul style="list-style-type: none"> <li>室の庶務</li> <li>学力・体力向上の推進</li> <li>学力・体力向上推進施策の企画</li> </ul>

出所：市ホームページを基に監査人作成

#### (5) 規程、マニュアル等

市教委の財務事務に関連する主な規程は次のとおりである。

##### 【主な関係規程一覧】

規程名	概要
北九州市会計規則	市の会計事務に関し必要な事項を定めるもの
北九州市契約規則	市の契約事務に関し必要な事項を定めるもの
北九州市教育委員会事務局事務分掌規則	市教委事務局の事務分掌について定めるもの
北九州市教育委員会文書規程	市教委における文書等の取扱いについて必要な事項を定めるもの
北九州市立幼稚園規則	市立幼稚園の管理及び運営に関し、基本的な事項を定めるもの
北九州市立小中学校等管理規則	市立小中学校の管理及び運営に関し、基本的な事項を定めるもの

出所：各規程を基に監査人作成

市教委では、財務事務に当たり、次のとおりマニュアル等を作成している。

##### 【市教委所管学校等における主なマニュアル等】

マニュアル名	概要
学校運営費予算の手引き	学校運営費の予算執行の要領について定めるもの
校納金会計事務取扱マニュアル	小中特別支援学校、幼稚園（支出事務を除く。）における園児・児童・生徒負担金の取扱に当たって、校納金会計システムを利用した会計事務について定めるもの
学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル	幼稚園における園児負担金の取扱について定めるもの（支出事務に限る。）。

出所：各マニュアルを基に監査人作成

## (6) 情報セキュリティ

### ア 情報セキュリティに関する規程

市では、任命権者（市長部局、教育委員会、上下水道局など）別に情報セキュリティ管理を行っており、それぞれセキュリティ規程及び要領を定め運用している。市教委では、「北九州市教育委員会情報セキュリティに関する規程（平成22年4月1日施行。以下「セキュリティ規程」という。）」及び「北九州市教育委員会情報資産の管理及び運用に関する要領（平成22年4月1日施行。以下「セキュリティ要領」という。）」を定め、運用している。

「セキュリティ規程」の全体構成は、次のとおりである。なお、後述する監査の結果又は意見に関連した部分については下線を付している。

#### 【セキュリティ規程の全体構成】

項目	概要
第1章	総則（第1条―第3条）
第1条	(目的) この規程は、北九州市教育委員会における情報資産の保護及び管理に関する基本的事項を定め、情報セキュリティを確保することにより、事務の高度情報化による教育行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって教育行政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。
第2条	(定義) この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（正当な権限を有する者に対してのみ、適切に提供される状態をいう。）、完全性（情報資産に過失又は事故による変更がなく常に原本と整合の取れた状態をいう。）及び可用性（正当な権限を有する者が必要なときにいつでも利用できる状態をいう。）を維持することをいう。 (2) 情報資産 情報システム並びに情報システムの開発及び運用に係るすべてのデータ（電子計算機処理に係る入出力帳票及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）並びに情報システムで取り扱う全てのデータをいう。 (3) 情報システム 電子計算機、通信関係装置、(デジタル信号により伝送するための機械、器具、線路その他の装置をいう。以下同じ。)及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により構成されるシステムをいう。
第3条	(職員の責務) 職員は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、職務の遂行に当たっては、この規程を遵守しなければならない。 2 職員は、情報セキュリティに関する研修の受講等により、この規程その他情報セキュリティに関する定めを理解し、情報セキュリティに支障が生じないように努めなければならない。
第2章	管理組織（第4条―第8条）
第4条	(情報セキュリティ管理体制) 情報セキュリティを確保するため、次に掲げるものを置く。 (1) 情報セキュリティ統括管理者 (2) 情報セキュリティ副統括管理者 (3) 情報セキュリティ管理者 (4) 情報セキュリティ責任者

項目	概要
第5条	<p>(情報セキュリティ統括管理者)</p> <p>情報セキュリティ統括管理者（以下「統括管理者」という。）は、教育長をもって充てる。</p> <p>2 統括管理者は、教育委員会におけるすべての情報資産に関する情報セキュリティを統括する権限及び責任を有し、情報セキュリティ副統括管理者及び情報セキュリティ管理者を指導し、及び監督する。</p>
第6条	<p>(情報セキュリティ副統括管理者)</p> <p>情報セキュリティ副統括管理者（以下「副統括管理者」という。）は、教育次長をもって当てる。</p> <p>2 副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故があるとき、又は統括管理者が欠けたときはその職務を代理する。</p>
第7条	<p>(情報セキュリティ管理者)</p> <p>情報セキュリティ管理者（以下「セキュリティ管理者」という。）は、教育委員会の各部（北九州市教育機関事務分掌規則に定める第1類及び第2類の教育機関を含む。以下同じ。）の長をもって充てる。ただし、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、専修学校及び各種学校においては、学務部長をもって充てる。</p> <p>2 セキュリティ管理者は、各部の情報資産に関する情報セキュリティを統括する権限及び責任を有し、当該部内の情報セキュリティ責任者を指導し、及び監督する。</p>
第8条	<p>(情報セキュリティ責任者)</p> <p>情報セキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）は、各課（北九州市教育機関事務分掌規則に定める第2類及び第3類の教育機関、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の長及び幼稚園長をもって充てる。</p> <p>2 セキュリティ責任者は、各課の情報資産に関する情報セキュリティの確保に関する権限及び責任を有し、情報資産を利用する職員を指導し、及び監督する。</p>
第3章	情報資産の管理及び運用（第9条－第13条）
第9条	<p>(情報資産の管理)</p> <p>セキュリティ管理者は、統括管理者が別に定める基準に従い、各部の所掌する事務及び情報資産に応じて、情報資産の管理及び運用の具体的な方法を定め、当該方法に従って情報セキュリティに関する対策を実施しなければならない。</p> <p>2 <u>セキュリティ責任者は、統括管理者が別に定めるところにより、その保有する情報資産について台帳を作成し、当該情報資産を適切に管理しなければならない。</u> <b>【→結果（16）ア（イ）】</b></p>
第10条	<p>(情報資産の利用及び提供)</p> <p>職員は、その職務で利用する場合を除き、情報資産を利用してはならない。</p> <p>2 職員は、情報資産を執務室以外の場所に持ち出し、又はデータを送信する場合は、統括管理者が別に定めるところに従い適切に処理しなければならない。</p> <p>3 セキュリティ管理者は、情報資産を利用させ、又は提供するときは、情報資産を利用し、又は情報資産の提供を受ける者に対し、その利用の目的及び方法の制限その他必要な制限を付し、かつ、データの漏えいの防止その他の情報セキュリティの確保のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>4 セキュリティ管理者は、情報資産を利用させ、又は提供するときは、統括管理者が別に定める手続きによらなければならない。</p>

項目	概要
第 11 条	<p>(情報資産の廃棄等)</p> <p>セキュリティ責任者は、次に掲げる場合には、データの漏えいの防止その他の情報セキュリティの確保のため、統括管理者が別に定めるところに従い適切に処理しなければならない。</p> <p>(1) 情報資産を廃棄する場合</p> <p>(2) 記録装置が含まれる電子計算機等の機器を修理する場合</p> <p>(3) 記録装置が含まれる電子計算機等の機器を借入期間の満了により返却する場合</p>
第 12 条	<p>(情報システムの導入等)</p> <p>セキュリティ責任者は、次に掲げる場合には、情報セキュリティに支障がないかどうかについて、あらかじめ北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和 56 年北九州市訓令第 2 号）により設置する北九州市高度情報化調整会議において調整しなければならない。ただし、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校においては、学務部学事課において調整しなければならない。</p> <p>(1) 情報システムを導入し、又は改修しようとする場合</p> <p>(2) プログラムを構築し、購入し、又は借り入れようとする場合</p> <p>(3) 電子計算機等を購入し、又は借り入れようとする場合</p>
第 13 条	<p>(情報資産に関する業務の委託等)</p> <p>セキュリティ責任者は、情報システムの導入若しくは保守その他情報資産に関する業務の委託又は電子計算機若しくは通信関係装置の借入れについての契約（以下「委託等契約」という。）を締結するときは、統括管理者が別に定めるところにより、情報資産の適切な管理が行われるように委託等契約の相手方に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 セキュリティ責任者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に情報資産を管理させる場合については、統括管理者が別に定めるところにより、情報資産の適切な管理が行われるように指定管理者に対し必要な措置を講じなければならない。</p>
第 4 章	職員への周知等（第 14 条・第 15 条）
第 14 条	<p>(職員への周知及び訓練)</p> <p><u>セキュリティ管理者は、職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び能力の向上に必要な研修を実施し、情報セキュリティの重要性の周知に努めなければならない。</u> 【→意見（4）ウ（ウ）】</p> <p>2 セキュリティ管理者は、統括管理者が定める重要な情報システムに関し、緊急の対応を必要とする場合を想定した訓練を定期的実施しなければならない。</p>
第 15 条	<p>(非常勤職員及び臨時的任用職員に関する事項)</p> <p>セキュリティ責任者は、非常勤職員又は臨時的任用職員の配置があったときは、この規程のうち当該職員が遵守すべき事項を確実に理解させた上でその職務を遂行させなければならない。</p> <p>2 セキュリティ責任者は、前項の非常勤職員又は臨時的任用職員に対して、必要に応じ、この規定を遵守する旨を確認する書面の提出を求めなければならない。</p>
第 5 章	事故への対処（第 16 条・第 17 条）
第 16 条	<p>(連絡体制及び対処手順)</p> <p>セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する事故（以下「事故」という。）が発生した場合の連絡体制及び対処手順を定めなければならない。</p>



項目	概要
	2 前項の規定による連絡体制及び対処手順は、情報資産に関する各課のセキュリティ責任者と円滑に連絡がとれ、連携を図りながら事故に対処できるよう配慮されたものでなければならない。
第 17 条	<p>(事故の報告)</p> <p>セキュリティ責任者は、事故が発生した場合は、直ちに前条第 1 項の対処手順に従い事故に対処するとともに、セキュリティ管理者及び副統括管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 副統括管理者は、前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに統括管理者に事故の状況について報告しなければならない。</p> <p>3 セキュリティ責任者は、第 1 項の規定により事故に対処した場合には、速やかに当該事故の原因を分析し、当該事故に関する記録を作成するとともに、当該事故の再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 統括管理者は、第 2 項の規定による報告を受けた場合には、必要に応じ、当該報告の内容を検討し、セキュリティ責任者に情報セキュリティに関する対策の改善を指導する等必要な措置を講じなければならない。</p>
第 6 章	監査及び点検等 (第 18 条・第 19 条)
第 18 条	<p>(監査)</p> <p><u>統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。</u> 【→結果(16)ア(7)】</p> <p>2 統括管理者は、情報セキュリティに関する監査により、改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じなければならない。</p>
第 19 条	<p>(点検等)</p> <p>セキュリティ管理者は、この規程の適正な運用を確保するため、統括管理者が別に定めるところにより、情報セキュリティに関する対策の実施状況を定期的に点検し、その結果を統括管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 統括管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、必要に応じ、セキュリティ管理者に対し、情報資産の管理について報告を求め、又は検査を行うほか、当該報告又は検査の結果に基づいて必要な指示をしなければならない。</p>
第 7 章	補則
第 20 条	<p>(委任)</p> <p>この規程に定めるもののほか必要な事項は、統括管理者が定める。</p>

出所：「セキュリティ規程」

「セキュリティ規程」の適正な運用を確保するために、「セキュリティ要領」が策定されており、その全体構成は次のとおりである。

#### 【セキュリティ要領の全体構成】

項目	概要
第 1 章 総則	<p>1 趣旨</p> <p>この要領は、「北九州市教育委員会情報セキュリティに関する規程」(平成 22 年 4 月 1 日施行。以下「セキュリティ規程」という。)に基づき、本市教育委員会の情報資産の適切な保護、管理、運用等に関し必要な事項を定める。ただし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校において使用する情報資産(「学校ネットワーク」「学校コンピュータ」も含む。)については、別に定める。</p>

項目	概要																												
	<p>2 定義 この要領における用語の意義は、セキュリティ規程第2条に規定するところによる。</p> <p>3 管理組織 この要領は、セキュリティ規程第4条から第8条に規定する情報セキュリティ管理体制に基づいて運用する。</p>																												
<p>第2章 第1節1 情報資産 の分類等</p>	<p>(1) 情報セキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）は、所管する情報資産について、次表に定めるところにより機密性、完全性及び可用性の基準に従って分類し、情報資産の名称、保管場所、保管期間等を明示した情報資産管理台帳（以下「台帳」という。様式1）を作成しなければならない。ただし、機密性の基準第3種、かつ、完全性の基準第4種、かつ、可用性の基準第4種に分類される情報資産に係る台帳の作成は省略することができる。</p> <table border="1" data-bbox="563 723 1329 1263"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>分類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機密性の基準</td> <td>第1種</td> <td>個人情報</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>不開示情報（北九州市情報公開条例第7条で定める不開示情報という。）のうち個人情報を除くもの</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>上記第1種及び第2種以外の情報資産</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">完全性の基準</td> <td>第1種</td> <td>情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>情報資産が破壊又は改ざんされた場合、企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市内部の事務に影響が及ぶもの</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>上記第1種から第3種以外の情報資産</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">可用性の基準</td> <td>第1種</td> <td>情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分以内のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分を超え1時間以内のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1時間を超え1日以内のもの</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>上記第1種から第3種以外の情報システム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) セキュリティ責任者は、毎年定期的に台帳の見直しを行い、内容を最新の状態にしなければならない。【→結果(16)ア(イ)】</p> <p>(3) セキュリティ責任者は、所管する情報システムについて、情報セキュリティ実施手順書を作成しなければならない。</p>	区分	種別	分類基準	機密性の基準	第1種	個人情報	第2種	不開示情報（北九州市情報公開条例第7条で定める不開示情報という。）のうち個人情報を除くもの	第3種	上記第1種及び第2種以外の情報資産	完全性の基準	第1種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの	第2種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの	第3種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市内部の事務に影響が及ぶもの	第4種	上記第1種から第3種以外の情報資産	可用性の基準	第1種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分以内のもの	第2種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分を超え1時間以内のもの	第3種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1時間を超え1日以内のもの	第4種	上記第1種から第3種以外の情報システム
区分	種別	分類基準																											
機密性の基準	第1種	個人情報																											
	第2種	不開示情報（北九州市情報公開条例第7条で定める不開示情報という。）のうち個人情報を除くもの																											
	第3種	上記第1種及び第2種以外の情報資産																											
完全性の基準	第1種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの																											
	第2種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの																											
	第3種	情報資産が破壊又は改ざんされた場合、市内部の事務に影響が及ぶもの																											
	第4種	上記第1種から第3種以外の情報資産																											
可用性の基準	第1種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分以内のもの																											
	第2種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1分を超え1時間以内のもの																											
	第3種	情報システムが停止した場合、当該情報システムの利用ができないことを許容する時間が1時間を超え1日以内のもの																											
	第4種	上記第1種から第3種以外の情報システム																											
<p>第2節 データの管理</p>	<p>1 データの管理 (省略)</p> <p>2 データの提供 (省略)</p> <p>3 データの搬送及び送信等 (省略)</p> <p>4 データの消去及び廃棄 (省略)</p>																												
<p>第3節 情報システムの管理</p>	<p>1 情報システムの管理 (省略)</p> <p>2 情報システムの開発等 (省略)</p> <p>3 情報システムの構成</p> <p>(1) セキュリティ責任者は、所管する情報システムのハードウェア（電子計算機等をいう。以下同じ。）、ソフトウェア（コンピュータを動作させる手順及び命令をコンピュータが理解できる形式で記述したものをいう。以下同じ。）及び情報ネットワークの構成及びその導入時期を、常に把握しておかなければならない。</p> <p>(2) セキュリティ管理者は、所管する業務に係る情報システムのシステム設計書、仕様書、情報ネットワーク構成図等について、所定の場所に保管しなければならない。</p>																												

項目	概要
	<p>(3) セキュリティ管理者は、使用するソフトウェアの使用権を適切に管理しなければならない。</p> <p>4 情報システムの利用</p> <p>(1) ～ (7) 省略</p> <p>(8) <u>職員は、付与されたユーザID(情報システムを利用する権利を有する者であることを識別するために割り当てる文字列をいう。以下同じ。)、パスワード(情報システムを利用する者が本人であることを識別するための暗証文字列をいう。以下同じ。)及びICカードを適切に管理しなければならない。</u> <b>【→結果(16)ア(ウ)】</b></p> <p>(9) ～ (10) 省略</p> <p>5 情報システムの保守及び点検</p> <p>(1) <u>セキュリティ責任者は、所管する情報システムの保守及び点検を定期的実施し、その結果を記録し、適切に保管しなければならない。</u> <b>【→意見(16)イ(ウ)】</b></p> <p>(2) セキュリティ責任者は、所管する情報システムの保守及び点検を外部の者に委託した場合は、委託を受けた者に対し、適切な作業の指示を行い、その作業内容を報告させなければならない。</p> <p>6 機器の修理及び廃棄 (省略)</p>
<p>第4節 情報資産に関する業務の委託等</p>	<p>1 契約書及び協定書等の明記事項 (省略)</p> <p>2 事業者の保護体制の確認 (省略)</p> <p>3 誓約書 (省略)</p> <p>4 事前協議 (省略)</p>
<p>第3章 情報セキュリティ対策基準 第1節 物理的及び環境的セキュリティ</p>	<p>1 ハードウェア等の設置環境</p> <p>(1) <u>セキュリティ責任者は、情報システムのハードウェア及びネットワークを、情報システム安全対策基準(平成7年8月29日通商産業省告示第518号)の「五 設置基準」に準じた環境により、適切に管理しなければならない。</u> <b>【→結果(4)イ(7)】</b></p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>2 ハードウェア等の設置場所への入退室管理 (省略)</p>
<p>第3章 情報セキュリティ対策基準 第2節 技術的セキュリティ対策</p>	<p>1 ネットワークの管理 (省略)</p> <p>2 不正アクセス対策</p> <p>セキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する不正アクセスを防止するため、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>3 アクセス制御</p> <p>セキュリティ責任者は、保護データを取り扱う情報システムをなりすまし(他人のパスワード等を盗み、その人のふりをして情報システムに侵入して不正行為を行うことをいう。)による被害から防止するため、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 認証システムの利用 (省略)</p> <p>(2) 利用者認証手順及び利用者登録</p> <p>ア <u>利用者を認証する手順並びに利用者を追加し、変更し、及び削除する手順を定めること。</u> <b>【→結果(16)ア(ウ)】</b></p> <p>イ～ク (省略)</p> <p>(3) アクセス権限の設定 (省略)</p>



項目	概要
	<p>(4) パスワード等の管理 職員は、付与されたユーザID及びパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>ア <u>転任等により情報システムを利用する権利を失った場合は、速やかにセキュリティ責任者に届け出ること。</u> 【→結果(16)ア(ウ)】</p> <p>イ～オ (省略)</p> <p>カ <u>パスワードは、随時変更を行うこと。</u> 【→結果(16)ア(ウ)】</p> <p>4 アクセス記録の保存 (1)～(2) 省略</p> <p>5 コンピュータウィルス対策 (省略)</p> <p>6 バックアップ セキュリティ責任者は、情報システムで使用するデータのうち、当該情報システムの復旧に必要なものを定期的に記録媒体等に保存し、当該記録媒体を盗難又は破壊の恐れがない場所に保管しなければならない。</p>
第4章 事故等の対処	<p>1 事故等の報告 (省略)</p> <p>2 重大な事故等の対処 (省略)</p>
第5章 情報セキュリティ監査及び点検	<p><u>セキュリティ規程第19条第1項に規定する実施状況の点検は、毎年1回統括管理者の指示に従い行うものとする。</u> 【→意見(16)イ(ケ)】</p>
第6章 補則	この要領の実行に関し必要な事項は、統括管理者が定める。

出所：「セキュリティ要領」

#### イ 教育委員会が所管する情報システム

市教委が所管する情報システムは、次のとおりである。

##### 【市教委所管システム一覧】

No	システム名	所管課
1	学校基本調査システム	総務課
2	学校ネットワーク及び学校コンピュータシステム	学事課
3	校務支援システム	
4	校納金会計システム	
5	就学システム	
6	就学援助システム	
7	奨学金システム	
8	講師登録システム	
9	教職員人事給与システム	学校保健課
10	学校医・医療券システム	
11	給食申請システム	
12	市立教育センターネットワークシステム	教育センター
13	学校体育施設報酬計算システム	指導第二課
14	図書館情報システム	中央図書館庶務課
15	視聴覚教育教材貸出管理システム	中央図書館奉仕課
16	市立高等学校パソコンネットワークシステム	北九州市立高等学校
17	高等理容美容学校ネットワークシステム	高等理容美容学校

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

各情報システムの概要は次のとおりである。

【各情報システムの概要】

No	システム名	概要
1	学校基本調査システム	学校基本調査とは、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく調査である。市の「学校基本調査システム」は、文部科学省のWEB集計システムのデータを市で利用できないことから、同じデータを市が独自で集計するために導入したシステム。総務課で市のネットワークには接続されていないPC1台にインストールされ、運用されている。
2	学校ネットワーク及び学校コンピュータシステム	教育関連の高度情報化のため、教職員及び生徒が利用するパソコンを導入・設置し、ネットワーク化したもの。
3	校務支援システム	教育の現場で必要とされる、成績管理、文書管理から保健管理まで、多種多様な校務を全面的にシステム化したもの。約200の幼稚園及び小・中・特別支援学校の教職員が利用、児童生徒約7万人のデータを取り扱っている。
4	校納金会計システム	児童生徒の保護者負担となっている経費を学校において徴収し、保護者に代わって執行する児童・生徒負担金について、予算作成、集金、執行、決算、繰越等の事務に利用するシステムであり、各学校の会計事務職員が利用する。
5	就学システム	児童生徒の入学・転学、卒業、保護者変更等を管理するためのシステム。北九州市の「総合行政システム」から起動される。生年月日、氏名漢字、氏名かな、世帯番号、識別番号、通学している小学校名、区、旧市町村、通学している中学校名、現在の町字、現在の学年から構成されている。利用者は一部の職員に限定されている。
6	就学援助システム	就学援助について、申請登録、認定、支給を管理するためのシステム。「総合行政システム」から起動されるシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
7	奨学金システム	奨学金の申請、内定、奨学生情報、貸付情報、返還情報を管理するシステム。「総合行政システム」から起動されるシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
8	講師登録システム	講師に関する情報を管理するシステム（約700人の講師情報が登録）。「総合行政システム」から起動されるシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
9	教職員人事給与システム	市長部局（人事課）が教職員の人事給与事務に利用しているシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
10	学校医・医療券システム	就学援助の認定を受けている児童が、学校において健康診断の結果、所定の学校病と診断され治療の必要がある場合は「医療券」を使って治療することができる。本システムは、「医療券」発行と、「学校医」に関する情報管理のためのシステムで、利用者は一部の職員に限定されている。
11	給食申請システム	各学校から申請される食材を集計するシステム。システムの利用者は、各学校の担当者と北九州市学校給食協会、食材納入業者がシステムを利用している。
12	市立教育センターネットワークシステム	市立教育センターは、教職員の研修を行う組織。教育センターと小中学校間で教育関連情報利活用のために構築されたネットワーク。インターネット経由で利用するが、予め認可された利用者だけがアクセスできる。

No	システム名	概要
13	学校体育施設報酬計算システム	学校体育施設開放事業の主任管理指導員・管理指導員の報酬を計算し、銀行振込みデータを作成するシステム。スタンドアロンのPCで運用されている。
14	図書館情報システム	図書館利用者及び蔵書のデータを取扱い、蔵書検索、貸出管理を行うシステム。外部接続はされていない。
15	視聴覚教育教材貸出管理システム	図書館の保有する視聴覚教材を学校等の団体に貸し出す際に利用するシステム。外部接続はされていない。
16	市立高等学校パソコンネットワークシステム	校務用と教育用に構築されたネットワークで、生徒用160台、教員用260台が稼働している。セキュリティの観点から無線LANは使用せず、有線のみでネットワークを構成している。
17	高等理容美容学校ネットワークシステム	高等理容美容学校内部利用のために導入されているネットワークシステム。

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

## (7) 公費会計と私費会計

学校予算は、大きく、公費会計と私費会計とに区分される。公費とは、地方自治体の議会の議決を得て成立した予算のことであり、地方自治体が負担する学校運営に係る経費である。学校教育法において次のとおり定められているように、学校の教育活動に必要な経費は全て公費でまかなわれることが原則となっている。

### 【学校経費の負担について】

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いてはその学校の経費を負担する。

出所：「学校教育法」

しかし、公費による予算措置が十分でないことや、学校教育に要する経費のうち学校・家庭のいずれにおいても使用できるものもあることなどから、全国の公立学校では保護者から徴収した副教材費、給食費等を、地方自治体の予算とは別の私費会計として取り扱っている。

市の学校予算も公費会計と私費会計とに区分されており、市教委が作成している「学校運営費予算の手引」では、公費負担とすべき経費、私費負担とすべき経費の区分を次のとおり定めている。

市では、この「学校運営費予算の手引」において公費会計及び私費会計の執行ルールを定めている他、私費会計については「校納金会計事務取扱マニュアル」及び「学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル」を別途作成し、公金に準じて適正に管理、執行するよう、各学校に指導を行っている。

### 【公費・私費の区分について】

公費・私費の負担区分を充分認識し、児童・生徒負担金に安易に依存し、保護者の経済的負担の増大を招くことのないよう心掛けなければならない。

学校運営費（各教科等教育活動に要する経費及び管理運営費）の公費・私費の負担については、次の区分による。

#### ① 公費負担の経費

ア 各教科の教育活動に必要な経費の中に、大別して個人で使用するものの経費、学級、学年、学校単位で共用又は備え付けとするものの経費、その他管理指導のための経費

がある。その中で私費負担と考えられる経費の性質を定め、それ以外の必要な経費は公費負担とする。

イ 維持管理及び施設設備費に要する経費は原則として公費負担とする。

② 私費負担の経費

ア 児童・生徒個人の所有物にかかる経費

イ 学校・家庭のいずれかにおいても使用できるものの経費

例) ノート類・各種文房具、補助教材（ワークブック、ドリル等）、学習用具（笛、運動衣、洋裁・手芸・工作用具、絵具等）、個人用図書（参考書、辞典類等）

ウ 教育活動の結果として教材、教具そのもの又は、それから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものに係る経費

例) 学習材料（半紙、画用紙、調理実習の食品材料、工作材料、被服・手芸の材料等）、学習活動（遠足・修学旅行費、児童会費等）、補助活動（学校給食の食材料等）

出所：「平成27年度 学校運営費予算の手引（執行要領と令達基準）」

(8) 出資団体

ア 団体の概要

市教委が所管する出資団体は、市給食協会である。

市給食協会は、市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的として昭和 50 年に設立された法人である。

市は、市給食協会の設立に当たり、5,000 千円を基本財産として出捐しており、市の出捐割合は 100%となっている。また、事業運営費の補助として、平成 27 年度は 30,922 千円を支出している。

市給食協会の概要は次のとおりである。

【市給食協会の概要】

名称	公益財団法人 北九州市学校給食協会
所在地	北九州市小倉北区田町 14 番 6 号
設立年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
公益財団法人移行設立	平成 25 年 4 月 1 日
設立目的	北九州市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的とする。
市の出捐金（出捐割合）	5,000 千円（100%）
市所管課	教育委員会学務部学校保健課
事業内容	学校給食に要する物資の調達、配給、物資代金の徴収支払いに関するもののほか、学校給食実施上必要な調査研究及び学校給食の普及奨励に関すること 等。

出所：市給食協会ホームページを基に監査人作成

イ 財務状況

市給食協会の主な財務指標の推移は次の表のとおりである。経常比率は、ほぼ 100%で推移しており財務は安定している。しかし、平成 27 年度には正味財産は若干のプラスとなっているものの、正味財産比率が小さく、財務基盤は比較的脆弱であることを示している。

【財務指標の推移】

(単位:千円)

項目 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産	350,513	270,913	225,305	261,808	321,676
正味財産	5,300	5,300	20,516	▲4,359	7,828
経常収益	3,180,439	3,195,163	3,179,489	3,496,034	3,459,563
経常費用	3,180,439	3,195,163	3,164,273	3,520,910	3,447,375
当期経常増減額	0	0	15,216	▲24,876	12,188
<指標>					
正味財産比率					
正味財産 総資産	1.5%	2.0%	9.1%	▲1.7%	2.4%
経常比率					
経常収益 経常費用	100.0%	100.0%	100.5%	99.3%	100.4%

出所：市給食協会の「財務書類」を基に監査人作成

ウ 学校給食の仕組み

市では、小学校、中学校及び特別支援学校の計 201 校で学校給食が導入されている。市給食協会は、市教委から委託を受け、市教委において作成される献立に応じて、食材料の調達及び各学校への供給を実施している。

調理方式に関しては、小学校・特別支援学校では自校単独方式（それぞれの学校内に設置している給食室を使って、自校分の給食を作る）、中学校では親子方式（近隣の小学校の給食室で調理し、保温食缶で配送）が採用されている。

平成 27 年度の管理運営費を含めた市の給食の実施に係る費用は、次のとおりである。

【給食の実施に係る費用】（平成 27 年度実績）

項目	金額
食材料費（保護者負担相当）	34 億 2,863 万円
管理運営費（公費負担）	41 億 8,742 万円
計	76 億 1,605 万円

出所：市給食協会の「平成 27 年度財務書類」を基に監査人作成

また、一人当たりの学校給食費は次の表のとおりである。

【給食費】（平成 26 年 4 月改定）

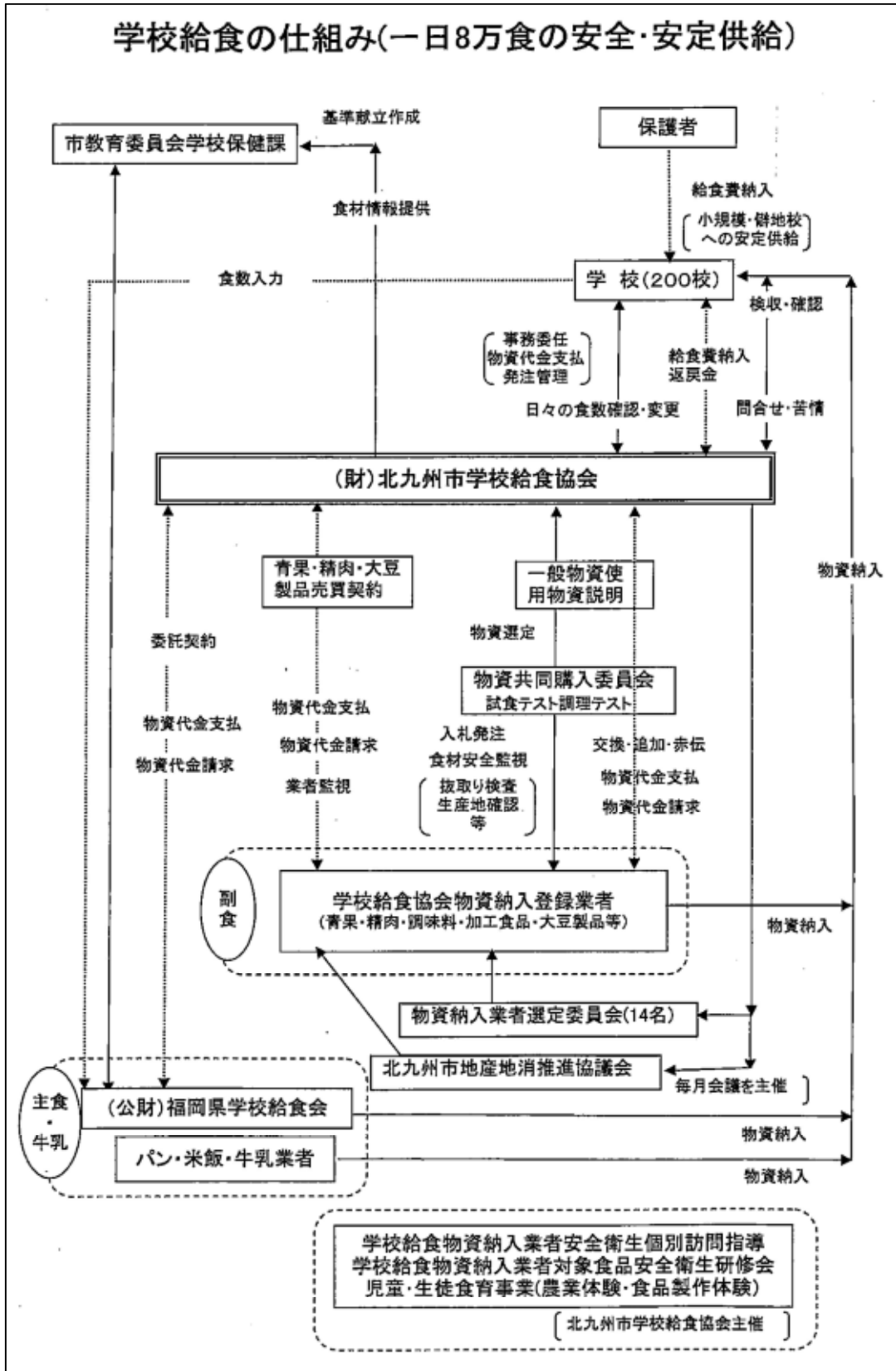
区分	月額	1 食当たり
小学校・特別支援学校（小学部）	3,900 円	約 230 円
特別支援学校（中高等部）	4,600 円	約 290 円
中学校	4,900 円	

出所：市ホームページ

市では、学校給食費（食材料費部分）は市給食協会の収入として位置づけられており、公費ではなく私費として扱われているため、市の予算には含まれていない。なお、調理業務関係職員人件費や光熱水費等の管理運営費部分については、公費負担となっている。

学校給食費の事務の大まかな流れは、まず、各学校において保護者から給食費が徴収され、市給食協会に送金される。市給食協会では、集めた給食費で各業者に給食材料費等を支払う。市における学校給食の詳細なフローは次のとおりである。

【北九州市における学校給食の仕組み】



出所：市給食協作成資料



### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1 監査対象の選定

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、市教委事務局、市教委所管学校等及び出資団体それぞれから監査対象を選定した。表中の「No」は「第3 4（2）所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目」の各監査の結果（指摘）又は意見の番号を示している。

#### （1）北九州市教育委員会事務局

市教委事務局については、学校教育に関する市の統括管理を行う組織であるため、一時的に設置されている権限移譲準備室を除く全ての部署を監査対象とした。

##### 【対象とした部署一覧】

（単位：千円）

No	部	課室	平成27年度決算額	項目名
1	総務部	総務課	6,977,005	—
2		企画調整課	194,098	(1)
3		施設課	5,926,812	(2)
4	学務部	教職員課	960,044	(3)
5		学事課	6,380,584	(4)
6		学校保健課	2,438,547	(5)
7	指導部	指導企画課	4,337,254	(6)
8		指導第一課		(7)
9		指導第二課		—
10		特別支援教育課		—
11		教育センター		(8)
12	学力・体力向上推進室		—	—
合計			27,214,344	

出所：市作成資料を基に監査人作成

#### （2）幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等

市教委所管学校等については、種別の多様性や施設規模等を考慮した上で監査対象を選定した。監査対象とした学校等は次のとおりであり、212校（園）のうち9校（園）である。

##### 【対象とした市教委所管学校等一覧】

No	種別	学校等名	抽出理由	項目名
1	幼稚園	小倉南幼稚園	園児数が最多（52人）であるため	—
2	小学校	藍島小学校	児童数が最少（15人）であるため	—
3		光貞小学校	児童数が最多（1,260人）であるため	—
4	中学校	東谷中学校	生徒数が最少（89人）であるため	(9)
5		浅川中学校	生徒数が最多（907人）であるため	(10)
6	特別支援学校	小倉南特別支援学校	児童生徒数が最多（226人）であるため	(11)
7	高等学校	高等学校	1校のみ	(12)
8	高等専修学校	戸畑高等専修学校	1校のみ	(13)
9	高等理容美容学校	高等理容美容学校	1校のみ	(14)

出所：市ホームページを基に監査人作成

### (3) 出資団体

出資団体については、市教委が所管する唯一の出資団体である市給食協会を監査対象とした。

#### 【対象とした出資団体】

No	団体名	市出捐金額（出捐割合）	市所管課	項目名
1	公益財団法人北九州市 学校給食協会	5,000 千円（100%）	市教委学校保健課	（15）

出所：市ホームページを基に監査人作成

## 2 監査の視点

監査を行うに当たっては、次のとおり監査要点を定め、監査を行った。

### (1) 【合規性】教育委員会の財務に関する事務が法令等に則り適正に行われているか。

- ▶財務事務を行う根拠となる規則、要綱等（以下「規則等」という。）が整備されているか。
- ▶規則等が現在の教育行政を取り巻く環境に応じたものとなっているか。
- ▶物品購入や業務委託の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ▶補助金等及び交付金の交付手続きは、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ▶所管する出資団体等の財政的援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ▶公費と私費の区分は、適切に実施されているか。本来、公費で支出すべきものを私費から支出していないか。
- ▶児童・生徒負担金は、公金に準じて、適切に徴収・管理されているか。
- ▶学校における備品や薬品は適切に管理されているか。
- ▶学校教育に関する情報セキュリティポリシーが策定され、適切に運用されているか。
- ▶情報資産は規則等に準拠して適切に管理されているか。

### (2) 【経済性、効率性及び有効性】市の全体最適の視点から、教育行政が有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- ▶教育委員会の財務事務に非効率な点はないか。
- ▶予実対比等により、実施した事業に対するモニタリングが適切に行われているか。
- ▶学校教育に係る施設の取得計画及び維持管理計画は市全体として有効なものとなっているか。将来の改修に備えられているか。
- ▶学校教育に係る情報システムの利用について、効率性及び有効性が十分に検討されているか。

### (3) 【必要性】現在の教育行政を取り巻く環境を踏まえ、教育に関する事務事業の内容が市民等のニーズに合致しているか。

- ▶教育に関する事業の予算策定に当たっては、その必要性は十分に検討されているか。
- ▶教育財産を取得しようとするときは、必要性が適切に検討されているか。
- ▶学校教育に係る施設は有効に活用されているか。利用者が減少している施設はないか。
- ▶児童・生徒負担金の執行に当たっては、その必要性が十分に検討されているか。執行状況についての保護者等への会計報告は適切に行われているか。
- ▶各児童・生徒の情報セキュリティは十分に確保されているか。

### (4) 【その他】過去に実施された行政監査、包括外部監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

- ▶過去の発見事項と同様の不備事項がないか。



### 3 監査手続の流れ

監査の実施に当たっては、次の手順で監査を行った。

#### (1) 概要の把握

公表されている市教委に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

市教委の概要を把握するために、市教委総務課から説明を受けるとともに、教育行政の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

また、監査対象とした市教委に関する概要を把握するため、当該市教委の各所管部署に対して概要を整理した資料を入手した。

さらに、市行政委員会事務局（監査第1課）に対し、教育委員会に対する定期監査の状況及び課題等について質問を行った。

#### (2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした財務事務等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

所管部署における文書の査閲及び質問は、次のとおり実施している。

##### 【文書査閲及び質問の実施状況】

実施期日 (平成 28 年)	対象部署等	調査対象
7 月 5 日	市教委総務課	(全体概要把握のための予備調査)
7 月 22 日	市行政委員会事務局 (監査第 1 課)	(全体概要把握のための予備調査)
8 月 4 日	市教委教職員課	市教委事務局
8 月 8 日～10 日	市教委総務課 市教委企画調整課 市教委学力・体力推進室	市教委事務局
8 月 22 日～24 日	市教委学事課	市教委事務局
8 月 25 日	市給食協会	出資団体
8 月 26 日	市教委学校保健課	市教委事務局
8 月 29 日～31 日	市教委施設課	市教委事務局
9 月 1 日～ 2 日	市教委指導企画課 市教委指導第一課 市教委指導第二課 市教委指導特別支援教育課市 教委教育センター	市教委事務局
9 月 8 日	藍島小学校	小学校 (児童数最少)
9 月 9 日	小倉南特別支援学校	特別支援学校 (児童生徒数最多)
9 月 14 日	市立高等学校	高等学校
9 月 20 日	光貞小学校	小学校 (児童数最多)
9 月 21 日	小倉南幼稚園	幼稚園 (園児数最多)
9 月 23 日	東谷中学校	中学校 (生徒数最少)
9 月 27 日	高等理容美容学校	高等理容美容学校
9 月 28 日	浅川中学校	中学校 (生徒数最多)
9 月 29 日	戸畑高等専修学校	高等専修学校

#### 4 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2 監査の視点」に基づいて実施した監査の結果（指摘）及び意見の概要は、次のとおりである。

なお、詳細については、次の「5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。また、特定の部署等ではなく、教育委員会全体としての取組が必要となる事項については、「(16) 教育委員会全体に対する監査結果及び意見」において述べる。

「監査の結果」は、主として法規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

##### (1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数は次のとおりである。

【所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数】

区分	対象部署	結果	意見
市教委事務局	総務課	—	—
	企画調整課	1件	3件
	施設課	1件	5件
	教職員課	—	1件
	学事課	1件	7件
	学校保健課	1件	3件
	指導企画課	1件	—
	指導第一課	—	1件
	指導第二課	—	—
	特別支援教育課	—	—
	教育センター	2件	—
	学力・体力向上推進室	—	—
市教委所管学校等	小倉南幼稚園	—	—
	藍島小学校	—	—
	光貞小学校	—	—
	東谷中学校	—	1件
	浅川中学校	—	3件
	小倉南特別支援学校	—	2件
	高等学校	—	2件
	戸畑高等専修学校	—	1件
	高等理容美容学校	1件	2件
出資団体	市給食協会	—	1件
全般	教育委員会全般	3件	9件
合計		11件	41件

## (2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目は、次の表のとおりである。なお、監査の結果（指摘）に関し、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった場合、「該当なし」としている。

### 【所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目】

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(1) 企画調整課		41
結果	(ア) 補助金交付に係る適切な審査の実施について	41
意見	(ア) 私立学校振興助成補助金の目的及び助成額決定方法の見直しについて	43
	(イ) 通学支援事業の見直し検討について	44
	(ウ) 藍島小学校における離島留学制度の導入検討について	45
(2) 施設課		48
結果	(ア) 市有地における自動販売機の設置形態について	48
意見	(ア) P F I 事業におけるプール監視業務の警備業認定の要否確認について	50
	(イ) 門司総合特別支援学校建設工事の入札への対応について	51
	(ウ) 学校施設の中長期的な整備計画の策定について	53
	(エ) 学校施設等警備業務委託費の予定価格の積算方法の見直しについて	54
	(オ) 支出負担行為伺書における記載内容の充実について	55
(3) 教職員課		56
結果	該当なし	—
意見	(ア) 一般財団法人北九州市教職員互助会に対する補助金の見直しについて	56
(4) 学事課		60
結果	(ア) 学校コンピュータにおける各校サーバの適切な管理について	60
意見	(ア) 会計事務調査及び監査委員監査の連携による事務の適正化、効率化について	61
	(イ) 情報システム利用者による評価の収集と反映について	62
	(ウ) サイバー攻撃への備えについて	63
	(エ) 児童・生徒負担金の保護者決算報告及び保護者会計監査の適切な実施について	64
	(オ) 児童・生徒負担金の決算書の作成について	67
	(カ) 児童・生徒負担金の出納簿の様式の見直しについて	70
	(キ) 学校備品の管理について	72

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(5) 学校保健課		74
結果	(ア) 脆弱性が残るシステムの対応について	74
意見	(ア) 学校環境衛生管理業務委託に関する業務内容及び積算の明確化について	74
	(イ) 補助事業における繰越金の返還検討について	76
	(ウ) 市給食協会の財務基盤の強化について	77
(6) 指導企画課		79
結果	(ア) 特別支援教育専門医専門家報酬の源泉徴収税額について	79
(7) 指導第一課		81
結果	該当なし	—
意見	(ア) 中学生音楽鑑賞教室に係る業務報告書の充実について	81
(8) 教育センター		83
結果	(ア) 脆弱性が残るシステムの対応について	83
	(イ) 市有地における自動販売機の設置形態について	83
(9) 東谷中学校		86
結果	該当なし	—
意見	(ア) 郵便局での支払いに係る領収書の添付について	86
(10) 浅川中学校		87
結果	該当なし	—
意見	(ア) 物品納品時の適切な検収の実施について	87
	(イ) 利用予定のない銀行口座の管理見直しについて	88
	(ウ) 物品購入・修繕伺書への購入目的などの記載について	89
(11) 小倉南特別支援学校		90
結果	該当なし	—
意見	(ア) 学校敷地の利用方法の見直しについて	90
	(イ) 中学部及び高等部の修学旅行費の適正な管理について	91
(12) 高等学校		92
結果	該当なし	—
意見	(ア) 教職員の旅費の精算の適正化について	92
	(イ) ネットバンキングの利用検討について	93

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(13) 戸畑高等専修学校		94
結果	該当なし	—
意見	(ア) 公費と後援会費（私費）の区分の明確化について	94
(14) 高等理容美容学校		96
結果	(ア) 学生負担金に係る事務の適正な執行について	96
意見	(ア) 入学前に納入する前納金の納付額及び時期の見直しについて	100
	(イ) 学校の在り方の検討について	101
(15) 公益財団法人北九州市学校給食協会		103
結果	該当なし	—
意見	(ア) 銀行口座の開設による振込手数料の軽減について	103
(16) 教育委員会全体に対する監査結果及び意見		104
結果	(ア) 定期的な情報セキュリティ監査の実施について	104
	(イ) 管理すべき情報資産の特定漏れについて	105
	(ウ) 利用者IDのパスワード管理について	106
意見	(ア) 負担金を支出している各種団体の決算書類等の入手及び妥当性検証について	107
	(イ) 非常勤嘱託員に対する休日の報酬の妥当性検討について	108
	(ウ) 勤務地内の出張に係る日当の見直しについて	109
	(エ) 出張時の朝食代、夕食代加算見直しについて	110
	(オ) PTA会費等団体徴収金に係る取扱いの明確化について	112
	(カ) 小中学校における薬品管理台帳の整備について	113
	(キ) 情報セキュリティに関する規程の見直しについて	115
	(ク) クリアデスクの実施について	117
	(ケ) 情報セキュリティに関する点検の適切な実施について	117

## 5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

### (1) 企画調整課

#### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成 28 年 7 月 1 日現在)

事務分掌	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の庶務</li> <li>・重要事項の企画、調査、調整及び進行管理</li> <li>・国際交流に係る諸機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>・学校の設置及び廃止の計画</li> <li>・通学区域の設定及び変更</li> <li>・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定</li> <li>・私学助成（幼稚園を除く。）</li> <li>・図書館の設置、廃止及び管理並びに連絡調整</li> <li>・社会教育施設（図書館及び視聴覚センターを除く。）及び北九州市立埋蔵文化財センターの設置及び廃止</li> <li>・社会教育の専門的技術的な助言及び指導</li> <li>・人権教育に係る総合的企画、調査及び推進</li> <li>・人権教育に係る連絡調整</li> <li>・文化財及び社会教育（青少年教育に係るものを除く。）に係る市民文化スポーツ局との連絡調整</li> </ul>
職員数	16 人	
平成 27 年度決算額	194,098 千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

#### イ 監査の結果

##### (7) 補助金交付に係る適切な審査の実施について

平成 27 年度の北九州市私立外国人学校補助金の実績報告書を閲覧したところ、補助対象とはならない経費が含まれていた。

市は、この経費に係る補助金額について、確定額の変更及び補助金の返還について、検討する必要がある。また、今後、補助金の交付に際し、実績報告書及びその根拠となる支出証拠書類を慎重に確認し、補助対象経費であるか適切に審査を行うことが必要である。

##### <内容>

市は、国際交流の推進及び私立学校教育の振興を図るため、市内に設置された私立外国人学校を対象として補助金を交付している。本補助金の概要は次のとおりであり、平成 27 年度は、交付の対象となる事業費 3,120,907 円に対して補助金 3,000,000 円が交付されている。

##### 【北九州市私立外国人学校補助金の概要】

補助金名	北九州市私立外国人学校補助金
補助の対象者	市内において私立外国人学校（専ら外国人を対象とし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を実施する施設で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条の規定により施設設置の認可を受けたものをいう。）を設置する学校法人及び準学校法人。
補助事業概要	補助の対象となる事業は、設備整備事業。具体的には、備品購入費、軽微な修繕費等の一部を補助する。
交付先	学校法人 A

出所：「北九州市私立外国人学校補助金交付要綱」

本補助金の平成 27 年度の実績報告書を閲覧したところ、支出関係書類の中に、次のとおり平成 26 年度中に見積書を徴取した経費が含まれていた。

また、工事請負業者から学校法人 A へ送付している製品出荷証明書を見ると、その出荷年月日は平成 27 年 3 月 4 日となっており、補助対象となった事業は平成 26 年度中に着手されていたものと考えられる。

**【平成 26 年度中に見積書が徴取されている経費】**

項目	体育館昇降器具ランプ取替
補助対象経費	164,160 円
見積書日付	平成 27 年 2 月 25 日
製品出荷日付	平成 27 年 3 月 4 日
竣工証明書日付	平成 27 年 6 月 1 日

出所：「実績報告書」等を基に監査人作成

補助対象経費の計上については、「北九州市私立外国人学校補助金手引き（平成 27 年度版）」において、次のとおり、年度を越えることがないように規定されている。したがって、この経費は補助対象として認められない。

**【補助対象経費の計上について】**

（申請にあたっての注意事項）

補助対象経費として計上するものは、年度を越えることがないようにしてください。対象年度の判断は、支払い日（請求日）ではなく、その事象の発生日で判断してください。したがって、今年度の補助対象経費は、平成 27 年 4 月 1 日以降に見積書を徴収し、購入等を行ったものとなります。

出所：「北九州市私立外国人学校補助金手引き（平成 27 年度版）」

市の見解を確認したところ、回答は次のとおりであった。

**【市からの回答】**

市では、補助額確定前の審査の段階で、当該経費に係る見積書が前年度に徴されていたことを発見し、学校から事情を聴取したところ、以下のとおりの事実が確認できた。

- ・平成 27 年度に本件工事を発注することを前提に 26 年度末に見積書を徴していたこと
- ・竣工証明書から、本件工事は平成 27 年 6 月 1 日に実施されていること

については、本件経費については、見積書は前年度に徴されているものの、補助対象年度に発生していることが明らかであることから、補助対象となると判断したものである。

出所：市からの回答

しかし、当該工事に利用する部品の出荷は既に平成 26 年度中に行われていることから、事象発生日は補助対象年度内であるとは言えない。

市は、この経費に係る補助金額について、確定額の変更及び補助金の返還について、検討する必要がある。また、補助金の交付に際しては、実績報告書及びその根拠となる支出証拠書類を慎重に確認し、補助対象経費であるか適切に審査を行うことが必要である。



## ウ 監査の意見

### (7) 私立学校振興助成補助金の目的及び助成額決定方法の見直しについて

私立学校振興助成補助金（以下「私学助成」という。）は県の所管事項であり、私立学校（幼・小・中・高）には県が経常経費助成を行っている。市は、県の補完的措置として、市内私立学校の振興を図るために私学助成を行っている。

現在は、備品購入費や軽微な修繕費に充てられる施設整備費への助成が最も大きく経済的援助の側面が強いと考えられるが、配分の際し、負担軽減状況等は考慮されていない。したがって、私学助成を行う意義や目的を再度整理し、これに伴い助成対象事業及び助成額の決定方法について見直すことが望まれる。

#### <内容>

平成 27 年度における私学助成の対象事業は次のとおりである。

#### 【私学助成の対象事業（平成 27 年度）】 （単位：千円）

No	事業名	内容	平成 27 年度予算
私立小中学校（小学校 3 校・中学校 8 校）			
①	施設整備費及び 特色教育等振興費	・備品購入費及び軽微な修繕費 ・特色教育等振興経費	8,250
私立高等学校（16 校）			
②	教職員研修費	・教職員研修費	6,400
③	施設整備費	・備品購入費及び軽微な修繕費	48,000
④	特色教育等振興費	・特色教育等振興経費	10,000
総合計			72,650

出所：市作成資料である「私学助成について」を基に監査人作成

また、各学校に対する助成金の配分方法は次のとおりである。

#### 【私学助成の配分方法】

<p>私立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校割 …補助金予算額の 60%の額を交付対象学校数で除した額とする。</li> <li>・生徒数割…補助金予算額の 40%の額を、交付対象学校の生徒数で除して得た額に、当該学校の生徒数を乗じた額とする。生徒数は当該年度の 5 月 1 日現在の在籍生徒数とする。</li> </ul> <p>私立高等学校</p> <p>ア. 教職員研修事業</p> <p>補助金は、各学校の教職員研修経費の一部補助とする。</p> <p>イ. 設備整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校割 …設備整備補助金予算額の 60%の額を交付対象学校数で除した額とする。</li> <li>・生徒数割…設備整備補助金予算額の 40%の額を交付対象学校の生徒数で除して得た額に、当該学校の生徒数を乗じた額とする。生徒数は当該年度の 5 月 1 日現在の在籍生徒数（専攻科の生徒は除く。）とする。</li> </ul> <p>ウ. 特色教育等振興事業</p> <p>補助金は、各学校が行う別表の事業にかかる経費の一部補助とし、事業配点割により交付額と決定する。</p>
---

出所：「北九州市私立学校振興助成補助金交付基準」

現在の助成対象事業を見ると、施設整備費が最も多額であるが、これは、特に各私立学校に対する運営補助の側面が強いと考えられる。運営補助が目的であれば、仮に経営状況が良好で十分な内部留保がある私立学校に対して、それら経営状況や児童生徒及びその保護者に対する負担軽減状況が考慮されない配分方法である限り、助成目的に合致していないと考えられる。

これに関し、市からの回答は次のとおりである。

**【市からの回答】**

私学助成は、本市の特色ある私学の振興と保護者の経済的負担の軽減を図るため、『県の補完的措置』として助成を行っている。

平成 28 年度の福岡県と本市の私学助成に係る予算単価は、

- ・小学校 … 福岡県 315,419 円/人、本市 2,334 円/人
- ・中学校 … 福岡県 317,074 円/人、本市 3,156 円/人
- ・高等学校… 福岡県 349,797 円/人、本市 6,031 円/人

という状況であり、『県の補完的措置』であることは明白であり、本市の私学助成の予算規模では、『保護者負担額の軽減』に直接的な影響を与えるものでない。

そのため、現行の配分方法で実施しているもので、今後も現行の配分方法を維持していくことが妥当と考えている。

※なお、現行の配分の考え方としては、基本的に各校、各生徒（保護者）に公平な助成を行うものとし、学校割と生徒数割によるものとしている。

出所：市からの回答

現状の配分方法について、各校、各生徒に公平である一方で、私学助成が各私立学校にとって既得権益化している側面も否定できない。その結果、私学助成が振興に寄与することなく、各私学の内部留保として蓄積されるということも起こり得ると考えられる。

したがって、私学助成を行う意義や目的を再度整理し、それに応じた助成対象事業及び助成額の決定方法について見直すことが望まれる。

**(イ) 通学支援事業の見直し検討について**

平成 22 年 4 月 1 日に風師中学校と門司中学校を統合し、風師中学校は廃校となった。この学校統合を受けて、通学距離が 3 キロメートルを超える旧風師中学校校区に居住している生徒に対して定期券の支給を行っている。この通学支援事業について、将来的に見直すことが望まれる。

**<内容>**

風師中学校と門司中学校の学校統合に伴い、通学距離が 3 キロメートルを超える旧風師中学校校区に居住している生徒に対して、路線バス（西鉄バス）の定期券を支給している。平成 27 年度の予算額は 4,286 千円であった。

この通学支援事業について、従来風師中学校に通っていた生徒に対しては、市の都合により長距離通学を強いることになったため、このような通学支援が必要であったと考えられる。ただし、学校統合から 5 年以上経過している現在においてもこのような通学支援を続ければ、他の中学校において長距離通学をしている生徒との間に不公平が生じることにもなりかねないと考えられる。

これに関し、市からの回答は次のとおりである。

**【市からの回答】**

平成 26 年 3 月に定めた学校規模適正化の基準「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」で通学支援については、統合後の通学距離が 3 キロメートルを超える場合、通学支援を行うよう定めている。

これは、過去の学校統合において、通学が長距離になった場合、通学支援について地元と協議を行い、支援を決めたもので、今後の学校統合に適用するよう明文化したものである。

今後、学校統合を円滑に進めるためには、この通学支援は必要であり、期限を設けることは難しいと考えている。

出所：市からの回答

学校統合を円滑に進めるためには、通学支援を行うこともやむを得ないが、永久的に支援することの必要性は乏しいと考えられる。また、今後においてこのような学校の統合が進めば、当該事業の支出が増加されることも想定される。

そのため、当該支援については期限を定める、又は所得制限を設けるなどによって、削減することの検討が望まれる。

**(ウ) 藍島小学校における離島留学制度の導入検討について**

離島にある藍島小学校の児童数は、現在 15 人で、6 年生は 5 人であるが、3 年生はゼロ、1 年生及び 2 年生は各 1 人と少なく、今後も大幅な増加は見込まれない状況にある。一方、小学校では校舎が建て替えられ、校舎等教育環境が整備されている。

藍島小学校及び藍島の資源を有効に活用するとともに、藍島及び本土地区双方の子どもたちにメリットが享受できるよう十分検討した上で、離島留学制度の導入について検討することが望まれる。

**<内容>**

離島にある藍島小学校の児童数は、次のとおり、現在 15 人で、6 年生は 5 人であるが、3 年生はゼロ、1 年生及び 2 年生は各 1 人と少なく、今後も大幅な増加は見込まれない状況にある。

**【藍島小学校児童数（平成 28 年 5 月 1 日現在）】**

(単位：人)

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
男子	1	1	0	4	3	2	11
女子	0	0	0	1	0	3	4
計	1	1	0	5	3	5	15

出所：「学校基本調査」

一方、藍島小学校では、施設の老朽化等を踏まえ、平成 26 年度から校舎の建替工事等が実施されており、平成 28 年 9 月から新校舎の利用が開始されている。

今回の監査における現地調査は、平成 28 年 9 月 8 日に実施し、真新しい校舎及び職員宿舎に加え、現在工事中の旧校舎解体及び運動場整備の状況を見学した。

藍島小学校ホームページには、校長先生のあいさつが次のとおり掲載されており、実際に現地を見ても、自然環境に恵まれ、地域とともにある小学校という印象を得た。豊かな自然と建替えられたばかりの校舎等教育環境を踏まえ、現在の児童数を見ると、さらなる有効活用の余地があると考えられる。

### 【藍島小学校ホームページにおける校長あいさつ】

本校は、北九州市小倉北区の北西約14 km沖の藍島を校区にし、へき地指定校（3級）で、全児童15名（平成28年度）、学級数3でへき地・小規模・複式の海の自然に恵まれた小学校です。北九州工業地域にありながら、美しい海と豊かな自然に恵まれあたたかく素朴な人情に育まれた島で、漁業を基幹産業として古き良き文化や歴史が、息づいています。北九州市民憩いのLove Islandとして親しまれ、現在、マリノベーション事業により、住み良い島づくり、豊かな島づくりが進行しています。

本校は、開校以来このすばらしい地域に支えられ共に歩んで来ました。また、地域の教育力を活かした様々な教育活動を展開し、ふるさと藍島を愛し未来に向かって大きく成長する児童の育成に向け、学校・家庭・地域が一体となりその実現を図っています。

学校教育目標である「藍島を愛し、豊かな心とたくましく生きる力をもった子どもの育成」のため明るく（A）、楽しく（T）、元気（G） えがお（E）を合い言葉に教育活動を行っています。

出所：北九州市立藍島小学校ホームページ

公益財団法人日本離島センターの調査によると、次のとおり、全国の離島において、離島留学や離島通学の取組が行われており、平成29年度から離島留学制度を実施予定としていくところも5市町村5島あるとのことである。

### 【全国の離島留学・離島通学の状況】

	離島留学	離島通学
定義	全国の児童・生徒が離島に住民票を移し、1年単位で離島の学校に通学する制度。	文科省の定める学校選択制に含まれる。通常、市町村教育委員会が通学区を設定するが、一定の基準（特色ある学校運営）を満たした小・中学校については、当該市町村の全域から児童・生徒の募集が認められる。
経過	小・中学校への留学は、新潟県佐渡島（合宿形式で小村小・羽茂中に通学、昭和61年度～平成22年度）や、愛媛県野忽那島（里親のもとから野忽那小に通学、昭和63年度～平成20年度）にはじまり、以降全国の離島へ広まった。  近年は、里親の減少により寮（合宿所）を設置するケースや、親子による留学もみられる。	実質的に平成9年度から可能となり、離島では同10年度からの広島県似島（広島市立似島小学校）が最初。以後、宮城県や愛知県、山口県などの本土に近接する離島の小規模校で実施されている。
平成28年度実施状況	5県20市町村27島 小学校52校、中学校30校	9県10市12島 小学校12校、中学校7校

出所：公益財団法人日本離島センター発行「季刊しま2016年9月号」を基に監査人作成

藍島においては、本土からの航路の朝一便が10時台であり、始業に間に合わないことから離島通学制度の導入は難しいと考える。しかし、離島留学制度については、藍島住民の利益を最大限考慮した上で、一定の定員を設けるなどして導入することは可能と考える。

また、本土地区の住民にとっても、このような環境で学べることについて一定の需要はあると考える。

藍島小学校及び藍島の資源を有効に活用するとともに、藍島及び本土地区双方の子どもたちにメリットが享受できるよう十分検討した上で、離島留学制度の導入について検討することが望まれる。

## (2) 施設課

### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成 28 年 7 月 1 日現在)

事務分掌	管理係	・課の庶務 ・学校用地 ・学校施設の目的外使用許可
	建設係	・学校の建設及び増改築 ・学校の施設台帳
	整備係	・校地及び校舎の維持修繕の計画及び実施 ・校地及び校舎の一般的管理
職員数	17 人	
平成 27 年度決算額	5,926,811 千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

### イ 監査の結果

#### (7) 市有地における自動販売機の設置形態について

市は、団体が市有地に自動販売機を設置する際、行政財産の目的外使用許可を行っている。しかし、本件は自動販売機業者への転貸に該当すると考えられる。

市有地を自動販売機設置のために利用させる場合には、転貸という形式ではなく、自動販売機設置業者に対して貸付手続を行う必要がある。

#### <内容>

市は、旧戸畑中学校用地に整備されている戸畑庭球場敷地内の土地について、庭球場を利用している団体Bに対し、次のとおり行政財産の目的外使用許可により自動販売機を設置させている。

#### 【目的外使用許可の概要】

所在	戸畑区新池 2-1-33
行政財産	旧戸畑中学校用地
使用面積	0.931 m <sup>2</sup> (自動販売機 1 台)
許可先	団体B会長
使用期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで (毎年度許可更新、最初に使用許可した時期は不明)
使用目的	自動販売機設置
使用料	月額 390 円

出所：「学校施設目的外使用許可申請書」

行政財産は、行政目的のために利用されるものであるが、その行政財産の用途又は目的を妨げない限りにおいて目的外使用許可という形で使用を許可することができる。

そのため、行政財産の管理上の支障を取り除くため、第三者への転貸や使用の権利の譲渡が禁止されており、市が発行している目的外使用許可書の許可条件にも次のとおり示されている。

#### 【目的外使用許可条件について】

(許可条件等)

許可書記載のとおり使用するものとし、第三者に使用財産を転貸し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

出所：「目的外使用許可申請書」裏面記載の許可条件等より抜粋

本件についてみると、自動販売機を所有し、管理するのは自動販売機設置業者であり、直接的に料金収入を得ているのも自動販売機業者であって、団体Bは自動販売機設置業者と契約を締結し、販売額の一定割合の収入を得ている。

これは、許可を受けている団体Bから自動販売機設置業者への転貸に該当すると考えられる。

また、このような自動販売機設置業者への転貸が行われる場合には、市が行政財産を貸付けることによる貸付料収入として本来得られるはずの収入増の機会を逸することになる。

市は、平成25年12月12日付北九財財活第843号財政局長通知「民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）」により、それまで民間事業者が設置する自動販売機においては目的外使用許可とし、その使用料については価格提案方式を導入していたが、平成26年度より当該方式を見直し、行政財産の貸付とし、その貸付料について入札とするように変更している。

したがって、行政財産である公共用地を自動販売機設置のために利用させる場合には、平成25年通知のとおり、市が、直接、自動販売機設置業者に対して入札を行うことにより貸付手続を行う必要がある。

### 【自動販売機の取扱いの変更に関する通知】

民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）

現在、民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機においては、地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項による目的外使用許可とし、その使用料については価格提案方式を導入しているところです。

このたび、この方式について見直しを行い、法第238条の4第2項第4号による行政財産の貸付けとし、その貸付料について入札とするよう変更したので、下記のとおり通知いたします。

#### 記

#### 1 対象となる自動販売機

民間事業者の設置する清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）

（「価格提案方式を導入する行政財産の目的外使用許可に関する要綱」（以下「旧要綱」という。）第3条により適用除外となるものを除く。）

#### 2 実施時期

平成26年4月1日

#### 3 要綱

公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱（別紙）

#### 4 旧要綱により価格提案を実施した自販機の取扱い

平成24、25年度に旧要綱により価格提案を実施した自販機で、当初許可の日から3年を超えない範囲で更新する予定のものについては、更新の際に価格提案のあった使用料と同額をもって貸付料とした貸付契約を締結するものとする。

出所：平成25年12月12日付北九財財活第843号財政局長通知「民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）」より抜粋



## ウ 監査の意見

### (7) P F I 事業におけるプール監視業務の警備業認定の要否確認について

市立思永中学校温水プールの監視業務に関し、警備業の認定が必要か関係機関に確認の上、必要な場合は、警備業の認定を受けている業者に委託するよう、SPCに指導することが望まれる。

#### <内容>

北九州市立思永中学校整備PFI事業によって、温水プールが整備されており、学校が利用しない時間帯については、一般市民に開放されている。

この温水プールに関しては、PFI事業の特別目的会社（以下「SPC」という。）が、運營業務を「株式会社C・D有限会社共同企業体」に委託している。この共同企業体において、実質的には、プール監視業務は、「D有限会社」（以下「監視業務実施事業者」という。）に委託している。

プール監視業務について、平成24年6月25日付けの警察庁担当室長からの事務連絡では、次のとおり、有償で委託を受けて行われている場合は警備業法上の警備業務に当たり、警備業の認定が必要とされている。

#### 【警察庁事務連絡（抜粋）】

プール監視業務については、これがプールの所有者自身の職員により行われている場合やPTA、ライフガード等により無償で行われている場合は、警備業法（昭和47年法律第117号）上の問題とはならないが、所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するために必要な措置をとること（雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等）を主な任務とし、事故が発生した場合には人命救助等をも行うものとして、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当し、警備業務に当たると解される。また、警備業者には、警備員の人数や担当業務、事故発生時の措置といった業務の重要事項を依頼者に事前に説明することや苦情に適切に対応することなどが義務付けられており、認定を受けた業者に依頼がなされることで、プール監視業務の適正が図られることも期待されることである。

出所：「平成24年6月25日警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長事務連絡」

監査時点において、運營業務の受託者の共同企業体の構成企業である「株式会社C」は警備業の認定を受けているが、実質的にプール監視業務を行っている「D有限会社」は警備業の認定を受けていない。

これに関し、市からの回答は次のとおりである。

#### 【市からの回答】

管理業者に確認したところ、警察庁事務連絡の別添2「プール監視業務を受託する際の警備員の資質向上について」に記載の資格のうち、「プール管理責任者講習会」を思永中プール運營業務責任者が受講修了していることを確認しました。

なお、警察庁の事務連絡別添1に警備業の認定が必要ない事例として、「プール監視業務を指定管理者制度により指定を受けた者が行う場合」とあり、本件PFI事業におけるプール運營業務についても、内容的に指定管理者制度に準ずるものとして考えており、警備業の認定は必要ないと考えております。

またプール運營業務を委託されている管理業者の現場責任者が必要な資格を保有していることから、利用者の安全管理体制上も問題ないと考えます。

出所：市からの回答

指定管理者制度とは、公の施設について、議会の議決を経た上で管理者を指定し、施設の管理を行わせる制度であり、PFIとは、民間資金を活用して、施設の整備及び管理運営を一定期間包括して行わせる制度である。

本件の場合、プール監視事業者は、包括して施設の整備及び管理運営を行うSPCから有償でプール監視業務を受託していることから、指定管理者制度における指定管理者に準ずるものとは言えず、警備業の認定が不要とは言い切れないと考える。

少なくとも、これらの警備業の認定状況等について、監査時点まで確認されていなかった状態にあった。

市は、このプール監視業務に関し、管理業者について警備業の認定が必要か、関係機関に確認の上、必要な場合は、警備業の認定を受けている業者に委託するよう、SPCに指導することが望まれる。

#### (イ) 門司総合特別支援学校建設工事の入札への対応について

門司総合特別支援学校建設工事の入札において、3者が応札しているが、うち2者は予定価格を超過し失格となっている。なお、予定価格は事前公表されており、この2者は落札できないことが分かった上で、応札していることになる。通常想定されない状況であることを鑑みると、少なくとも参加業者に対する事情聴取は行うべきであったと考える。

今後、同様の状況の場合には、慎重に対応することが望まれる。

#### <内容>

門司総合特別支援学校建設工事の入札において、3者が応札しているが、うち2者は予定価格を超過し失格となっている。

なお、予定価格は事前公表されており、この2者は落札できないことが分かった上で、応札していることになる。

このことに関し、平成26年11月20日に開催された平成26年度第3回入札等監視委員会においても、次のようなやりとりがなされている。

なお、問は委員会の委員からの質問、答は市側の回答である。

#### 【北九州市入札等監視委員会 平成26年度第3回定例会議議事概要（抜粋）】

(問) 予定価格を事前公表しているのに、予定価格以上で応札をしている一般競争入札の案件がある。その場合、応札した業者にペナルティーはあるのか。

(答) ペナルティーはない。通常、予定価格以内で工事が実施できないのであれば、入札に参加しない。

出所：「平成26年度第3回 北九州市入札等監視委員会 議事概要」

市のホームページでは、過去の入札結果を公表しており、今回、2011年4月1日以降の「一般競争入札」「建築」の区分で、キーワードを「学校」として検索した結果、60件が該当した。

これら60件について、同様の事例を調査した結果、予定価格を超過し、失格となった業者が存在する事例は、次の表の2件であった。

どちらも、平成26年7月23日に開札された工事であり、「E」JVは両方の工事と同様に失格となっている。

過去5年間の60件中、この2件だけであり、しかも同日に開札された案件であること、1者は同じJVということを含めると、少なくとも参加業者に対する事情聴取は行うべきであったと考える。

門司の工事については、有効となる価格で応札した業者は1者のみで、落札率も99.99%と高い点もある

市の入札等監視委員会において、市側が回答しているとおり、通常想定されないことがあっている以上、慎重な対応が必要であったと考える。

**【予定価格超過による失格業者が存在する事例】**

	上津役中学校改築工事	門司総合特別支援学校新築工事
予定価格	1,088,450,000円	1,868,140,000円
最低制限価格	992,600,685円	1,702,606,607円
開札日	2014/7/23 9:43:46	2014/7/23 09:11:13
落札価格	995,053,000円	1,868,000,000円
落札率	91.42%	99.99%
応札者	4者（全て共同企業体） うち最低制限価格以下で失格1者 予定価格超過で失格1者	3者（全て共同企業体） うち予定価格超過で失格2者

上津役中学校改築工事

業者名 (JV)	入札価格	技術評価点	評価値	摘要
F	995,053,000円	107.80	10.8335	落札
G	1,087,000,000円	111.80	10.2851	
H	980,000,000円	113.35	11.5663	失格（最低制限価格以下）
E	1,132,000,000円	118.10	10.4328	失格（予定価格超過）

門司総合特別支援学校新築工事

業者名 (JV)	入札価格	技術評価点	評価値	摘要
I	1,868,000,000円	113.10	6.0546	落札
J	1,952,000,000円	113.30	5.8043	失格（予定価格超過）
E	2,052,000,000円	115.10	5.6091	失格（予定価格超過）

注：価格は全て税抜き

出所：「入札情報公開サービスシステム」及び「入札結果一覧表」を基に監査人作成

(ウ) 学校施設の中長期的な整備計画の策定について

市では、経年的に老朽化している、又は老朽化する見込みである学校校舎が散見される。今後、校舎の建て替えや大規模修繕が必要になると考えられることから、中長期的な整備計画を策定することが望まれる。

<内容>

市の小・中学校等の校舎は、昭和40年代以前に建てられたものが多く、経年的に老朽化している、又は近い将来に老朽化する見込みであるものが散見される。

各校舎について耐震工事を実施し、また一部の校舎については大規模修繕をしている状況であるが、今後においては多くの校舎について建て替えや大規模修繕が必要になると考えられる。

この点について、市に確認したところ、担当者からは、単年度の計画はあるが、中長期的な計画はないとの回答を得た。

校舎の建て替えや大規模修繕については、多額の費用を要するとともに、仮教室の確保といった学校の運営にも多大な影響を及ぼすことから、中長期的な観点で整備計画を策定することが望まれる。

【昭和40年代以前に建設された校舎】

建築年度	経過年数	校数	学 校
昭和29年	62年	1	高槻小
昭和30年	61年	1	鳴水小
昭和31年	60年	3	祝町小、筒井小、大蔵中
昭和32年	59年	1	三郎丸小
昭和33年	58年	2	日明小、柳西中
昭和34年	57年	—	—
昭和35年	56年	10	中島小、黒畑小、緑丘中、霧丘中、富野中ほか
昭和36年	55年	6	田野浦小、泉台小、北方小、葛原小、戸ノ上中ほか
昭和37年	54年	7	小森江西小、富野小、西小倉小、城野小、一枝小ほか
昭和38年	53年	—	—
昭和39年	52年	2	白野江小、足原小
昭和40年	51年	2	小森江東小、藤木小
昭和41年	50年	3	南小倉小、池田小、北九州市立高
昭和42年	49年	4	若園小、折尾西小、塔野小、守恒小
昭和43年	48年	8	松ヶ江南小、到津小、曾根小、広徳小、菅生中ほか
昭和44年	47年	10	大積小、萩ヶ丘小、志徳中、小倉総合特別支援ほか
昭和45年	46年	7	霧丘小、吉田小、松ヶ江中、高見中、小倉幼稚園ほか
昭和46年	45年	15	大里東小、松ヶ江北小、桜丘小、菊陵中、企救中ほか
昭和47年	44年	13	柄杓田小、足立小、徳力小、南小倉中、城南中ほか
昭和48年	43年	8	朽網小、企救丘小、沼中、引野中、八幡東幼稚園ほか
昭和49年	42年	13	伊川小、大里南小、永犬丸中、八幡特別支援ほか

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

(I) 学校施設等警備業務委託費の予定価格の積算方法の見直しについて

学校・幼稚園施設警備業務委託に関する入札状況を見ると、業者によって入札額が大きく異なり、また落札率についても低い水準にあり、予定価格とのかい離が大きい。市は、予定価格をより適切に積算することが望まれる。

<内容>

平成24年8月から平成29年7月までにおける学校・幼稚園施設警備業務委託に関して、一般競争入札により業者を選定し、契約を締結している。業務に関しては、市内各区で区分し入札が行われており、その結果は次のとおりである。

入札額が、業者によって大きく異なっており、また落札率についても低い水準で予定価格とのかい離が大きくなっている。

【学校・幼稚園施設警備業務委託における入札結果】

	入札最低額 (落札額(A))	入札最高額	予定価格 (C)	落札率 (A/C)
門司区	49,896千円	184,860千円	88,749千円	56.2%
小倉北区	40,200千円	214,416千円	103,318千円	38.9%
小倉南区	34,920千円	311,652千円	139,854千円	25.0%
若松区	23,700千円	135,720千円	50,808千円	46.6%
八幡東区	17,100千円	129,348千円	63,379千円	27.0%
八幡西区	36,774千円	348,588千円	157,140千円	23.4%
戸畑区	14,040千円	117,000千円	30,589千円	45.9%

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

(注1) 全ての区の入札において、11業者が参加している。

(注2) 上記の金額については、全て消費税抜きの金額である。

市は、予定価格の積算に当たり、区ごとにそれぞれ3者から参考見積書を手入している。しかし、市契約規則に規定されているとおり、今後は、過去の契約金額や他の施設に係る警備業務契約などを勘案して、より適正な予定価格の設定に努めることが望まれる。

【一般競争入札における予定価格について】

北九州市契約規則

(一般競争入札の予定価格及び最低制限価格)

第13条 市長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の50を下らない範囲内で定めるものとする。

出所：「北九州市契約規則」

(オ) 支出負担行為伺書における記載内容の充実について

市は、離島にある藍島小学校用の備品を購入したが、履行場所（納品場所）は旧風師中学校とされ、その理由について支出負担行為伺書に何ら記載されていなかった。

経緯等がわかるよう、今後は、このような内容についても支出負担行為伺書に記載しておくことが望まれる。

<内容>

備品購入に関する書類を閲覧したところ、市から船で約 35 分の離島にある藍島小学校用の備品について、履行場所が門司区にある旧風師中学校となっていた。

市によると、運送コストを軽減するため、藍島小学校用の備品などについては旧風師中学校に納品させて、まとめて旧風師中学校から藍島小学校に運送したとのことであった。

しかし、このような理由などは支出負担行為伺書には記載されていなかった。

支出負担行為伺書においては、何を誰からいくらで購入するかといった定型的なものだけではなく、説明が必要なものについては、その経緯等がわかるように記載した上で決裁を得ることが望まれる。

【藍島小学校向けの備品の取引の概要】

決裁日	平成 28 年 1 月 8 日
購入物品	トロフィー棚他
購入金額	1,283,007 円
摘要	初度調弁（藍島小学校）
履行場所	旧風師中学校

出所：「支出負担行為伺書」

### (3) 教職員課

#### ア 部署の概要

【部署の概要】(平成28年7月1日現在)

事務分掌	教職員係	<ul style="list-style-type: none"><li>・部、課の庶務</li><li>・学校職員のうち県費負担教職員の人事</li><li>・学級編制</li></ul>
	給与厚生係	<ul style="list-style-type: none"><li>・県費負担職員の給与</li><li>・県費負担職員の児童手当の受給資格及び額の認定</li><li>・学校職員の公務災害補償</li><li>・学校敷地内禁煙</li><li>・学校職員の福利厚生</li><li>・教職員住宅</li></ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校職員の人事制度の企画、調査及び研究</li><li>・学校職員の人事及び研修(教職員係の主管に属するものを除く。)</li><li>・学校職員の服務</li><li>・学校職員の分限及び懲戒</li><li>・職員団体及び労働組合</li></ul>
職員数	28人	
平成27年度 決算額	960,044千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

#### イ 監査の結果

監査の結果、合规性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

#### ウ 監査の意見

##### (7) 一般財団法人北九州市教職員互助会に対する補助金の見直しについて

市は、一般財団法人北九州市教職員互助会(以下「教職員互助会」という。)に対し、補助金を交付している。教職員互助会の財政状況や補助対象経費の内容などから、市からの補助金を見直す余地は大きいと考える。

市は、教職員互助会への補助について、見直すことが望まれる。

##### <内容>

教職員互助会は、市における教育文化の振興に寄与し、あわせて北九州市立学校教職員及び教育関係職員の相互共済・福利増進を図ることを目的として設立された法人である。具体的には、北九州市の教職員から掛金を徴収して慶弔、健康管理等の福利厚生や相互共済等の事業を行っている。

市は、次のとおり「北九州市教職員互助会に対する補助金交付実施要領」を定め、平成27年度は15,000千円の補助金を交付している。



**【補助金交付実施要領】**

1. 目的	この要領は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市教職員互助会（以下「互助会」という。）に対して行う補助金交付に関して必要な事項を定める。
2. 補助対象事業	補助対象事業は、小学校、中学校及び特別支援学校教職員の福利厚生事業及び相互共済を目的とする事業とし、互助会事業のうち給付事業、福利厚生事業に含まれるもので、本来事業主が負担するものとする。
3. 補助金額	補助金額は、補助対象事業の経費の2分の1以内とし、市の当該年度の予算措置の範囲内とする。
4. 補助金の交付	補助金は、2期に分けて交付し、4月及び10月に交付する。
5. 補助金申請等の手続き	補助金申請の手続きに関しては以下のとおりとする。 (1) 互助会は、毎年度市へ補助金交付申請を行うこと。 なお、申請書の添付書類として、事業計画、予算計画に関する書類を添付し、目的及び内容を明確にすること。 (2) 補助事業の内容、経費の配分、執行計画を変更する場合、また、事業を中止又は廃止する場合には、市の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかに市に報告し、指示を受けること。
6. 実績報告等	互助会は、市へ毎年4月20日までに、前年度補助対象事業の実績報告を行うこと。 なお、報告書の添付書類として、事業報告、収支決算に関する書類を添付すること。
附 則	
1	この要領は、平成20年4月1日から適用する。
附 則	
1	この要領は、平成25年4月1日から適用する。

出所：「北九州市教職員互助会に対する補助金交付実施要領」

平成27年度における補助対象経費の状況は、次のとおりである。

補助金額は、補助対象事業の経費の2分の1以内とし、市の当該年度の予算措置の範囲内とされており、補助対象経費（38,461,272円）×補助率（1/2）＝19,230,636円 > 予算措置額（15,000,000円）であることから、補助金額は15,000,000円となっている。

**【平成27年度補助対象経費の状況】**

（単位：円）

種別	項目	内容	H27 決算額
給付事業	死亡弔慰金	会員又は会員の家族が死亡したとき給付	929,000
	結婚祝金	会員が結婚したとき給付	1,100,000
	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき給付	1,750,000
	入学祝金	会員の子が小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）第1学年に入学したとき給付	685,000
給付事業計			4,464,000

種別	項目	内容	H27 決算額
福利厚生事業	予防接種補助	日本脳炎、インフルエンザ予防接種費の補助	3,149,000
	健康管理補助	人間ドック、健診費の補助	28,274,000
	実技講座	パソコン教室、健康管理セミナー（アロマセラピー、ノルディックウォーキングなど）	2,138,062
	芸術鑑賞補助	指定施設及び指定チケット購入補助（上限2,000円/人） （北九州国際音楽祭、北九州市立美術館、出光美術館、いのちのたび博物館など）	436,210
福利厚生事業計			33,997,272
補助対象事業費計			38,461,272

出所：「一般財団法人北九州市教職員互助会 事業報告書」

教職員互助会の過去5年間の決算状況は次のとおりである。

各年度末の財政状態である貸借対照表を見ると、資産及び負債の大部分は、会員の掛金の一部払戻引当資産と払戻準備金（約22億円程度）である。流動資産が平成27年度末で4億円以上となっている。

#### 【教職員互助会の決算の概要】

貸借対照表（各年度末現在）

（単位：千円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
資産の部	2,732,099	2,688,591	2,627,439	2,551,138	2,650,777
流動資産	42,488	41,289	65,997	218,385	414,710
固定資産	2,689,610	2,647,302	2,561,441	2,332,752	2,236,066
負債の部	2,539,452	2,498,849	2,415,353	2,320,407	2,226,461
流動負債	9,425	7,216	5,178	6,595	5,426
固定負債	2,530,027	2,491,633	2,410,175	2,313,812	2,221,034
正味財産の部	192,646	189,741	212,085	230,730	424,315
指定正味財産	-	-	-	-	-
一般正味財産	192,646	189,741	212,085	230,730	424,315

出所：「一般財団法人北九州市教職員互助会 事業報告書・決算書」

毎年の損益の状況である正味財産増減計算書を見ると、平成23年度は経常増減額がマイナスとなり、平成24年度は福利厚生事業の見直しなどによりマイナス幅は縮小している。平成25年度以降は、経常増減額はプラスとなっている。なお、平成27年度は、評価損益等調整前の経常増減額は、特定資産受取利息の減少などにより、3,946千円であるが、評価益が190,794千円計上され、当期経常増減額は194,741千円となっている。

正味財産増減計算書

(単位：千円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
経常収益	111,589	109,874	126,440	125,901	110,135
特定資産受取利息	18,646	27,434	33,754	37,182	27,098
事業収益	65,886	62,840	73,763	70,512	67,870
受取補助金等	16,647	16,647	16,647	16,647	15,000
その他	10,410	2,953	2,276	1,560	167
経常費用	124,509	109,344	102,082	105,082	106,189
事業費	116,329	100,936	93,925	97,208	97,754
うち給付事業費	11,526	10,967	9,709	9,043	8,689
うち福利厚生事業費	59,041	45,852	44,921	43,583	45,016
管理費	8,180	8,407	8,157	7,873	8,434
評価損益等調整前 当期経常増減額	△12,919	529	24,357	20,818	3,946
評価損益等	-	-	-	-	190,794
当期経常増減額	△12,919	529	24,357	20,818	194,741
経常外収益	-	-	341	-	-
経常外費用	-	710	-	470	-
法人税等	3,786	2,723	2,354	1,702	1,155
当期一般正味財産増減額	△16,705	△2,905	22,344	18,645	193,585
一般正味財産期首残高	209,351	192,646	189,741	212,085	230,730
一般正味財産期末残高	192,646	189,741	212,085	230,730	424,315

出所：「一般財団法人北九州市教職員互助会 事業報告書・決算書」

注：平成 25 年度については、一般財団法人への移行に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までと平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの分ち決算となっているため、この 2 期分を合計した金額を掲載している。

上記のとおり、教職員互助会の財政状態を見ると、運用資産の評価益計上により、流動資産が 4 億円以上あるものの、会員の高齢化等に伴い、運用資産の減少等から単年度で見ると、収支はほぼ均衡しているといえる。

市の補助金交付実施要領をみると、補助対象事業は、「教職員の福利厚生事業及び相互共済を目的とする事業とし、互助会事業のうち給付事業、福利厚生事業に含まれるもので、本来事業主が負担するものとする。」とされている。

教職員互助会の会員である公立学校の教職員については、公立学校共済組合に加入しているが、その運営に対しては現在、給与を負担している県が事業主負担を行っており、死亡時の弔慰金や出産時の付加金など趣旨が重複する給付も存在する。なお、給与の負担は、平成 29 年度から市に移管される予定である。

市が補助金を支出するのは、客観的に公益上の必要性が求められる。補助対象経費について、例えば、パソコン教室などの経費に補助することが妥当なのかなど、検討する余地があると考え。また、教職員互助会の財政状態から財政的援助が必要な状況だとしても、会員である掛金や給付水準を見直すなど教職員互助会の自助努力がまず必要と考える。これらを総合的に検討しつつ、本補助金について見直すことが望まれる。

なお、見直しに当たっては、市長部局が所管する北九州市職員厚生会に対する市費負担の状況も考慮することが望ましい。

#### (4) 学事課

##### ア 部署の概要

【部署の概要】（平成 28 年 7 月 1 日現在）

事務分掌	学事係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 課の庶務</li><li>・ 学校の物品の管理換、保管換等</li><li>・ 学校の物品の出納及び保管事務の指導調整</li><li>・ 教材教具等の整備</li><li>・ 義務教育諸学校への就学</li></ul>
	就学係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教科書無償給付</li><li>・ 準要保護児童生徒の認定</li><li>・ 就学補助（他課の主管に属するものを除く。）</li><li>・ 就学資金</li></ul>
	学校経理係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校の管理運営に要する経費の予算及び決算</li><li>・ 学校の管理運営費の経理</li></ul>
職員数	17 人	
平成 27 年度 決算額	6,380,584 千円	

出所：市教委作成資料を基に監査人作成

##### イ 監査の結果

###### (ア) 学校コンピュータにおける各校サーバの適切な管理について

市の小中学校には学校単位でデータサーバが設置されているが、物理的な保護が十分でないケースが見受けられた。サーバ障害は業務の著しい支障となる。サーバは適切に保護される必要がある。

###### <内容>

教職員の利用する学校コンピュータシステムのサーバが各校に設置されているが、一部の学校においては、埃が蓄積し、埃、水分、湿度による故障、漏電等の異常が発生しやすい状況でもあった。

サーバを含むハードウェア等の設置環境については「セキュリティ要領」に次のように定められている。

###### 【ハードウェア等の設置環境】

第 3 章 情報セキュリティ対策基準 第 1 節 物理的及び環境的セキュリティ 1 ハードウェア等の設置環境 (1) セキュリティ責任者は、情報システムのハードウェア及びネットワーク（以下「ハードウェア等」という。）を、情報システム安全対策基準（平成 7 年 8 月 29 日通商産業省告示第 518 号）の「五 設置基準」に準じた環境により、適切に管理しなければならない。
--

出所：「セキュリティ要領」

ハードウェア等の設置環境は、情報システム安全対策基準に準じた環境により適切に管理しなければならないとあるが、この情報システム安全対策基準自体、平成 7 年 8 月のもので、それ以降に得られた情報セキュリティに関する知見は考慮できていない。平成 27 年 3 月版「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」には次のように埃、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置することを求めているが、情報システム安全対策基準では考慮されていない。

## 【サーバ等の管理】

### (1) 機器の取付け

情報システム管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

出所：「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

平成 27 年 3 月版 3.4.1. サーバ等の管理【例文】」

サーバ等の管理に関して、設置する場所の環境を考慮することは基本的なことであり、サーバは適切に保護される必要がある。

## ウ 監査の意見

### (7) 会計事務調査及び監査委員監査の連携による事務の適正化、効率化について

市教委は、各学校の会計事務の処理状況について、多くの労力をかけて実情調査を実施している。一方、監査委員も定期監査を実施しているが、両者間での連携はなされていない。市教委は、全体最適の観点から、市監査委員（事務局）とともに、両者の連携について検討することが望まれる。

#### <内容>

市教委は、各学校の会計事務の処理状況について、会計事務実情調査を実施している。この調査結果については、事務処理の参考になる通知等を添付した上で、全校に通知している。また、平成 20 年度からは、教育委員会事務局職員と学校事務の担当者・管理者が、学校令達予算の執行方法の改善や関係帳票の見直しなどについて意見交換を行うことにより、業務の効率化を図ることを目的として、「財務会計事務見直し会議」を開催している。この結果についても、全校（園）に通知している。

会計事務実情調査は、平成 25 年度からは各学校における財務会計事務の状況改善を目的として、年 3 回実施されており、平成 27 年度は、計 41 校を対象に、1 校当たり 5～7 人の職員が出向いて調査を行っている。

一方、市監査委員（事務局）では、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施している。市教委事務局については 2 年に 1 回、各学校については 2 年に 1 回、25 校程度を対象にしている。

学校等の数は約 200 校（園）であるので、市教委の会計事務実情調査は、5 年間で全校を一巡できる。しかし、市監査委員（事務局）の定期監査では、16 年かかる計算になる。

監査結果を見ると、両者とも同様の指摘事項等が見受けられるが、この両者間で、特に情報交換等は実施されていない。市教委によると、会計事務実情調査は、内部指導及び再発防止の側面が強いということである。

両者とも、会計事務の適正な執行や効率化を主な目的としており、市の全体最適の観点から、例えば、市教委の実情調査結果を踏まえ、多くの学校に見られる発見事項やその原因となるものについて、市監査委員（事務局）は集中的に監査を実施するなどして、制度等の改善について意見を出すなど、連携して実施することについて検討することが望まれる。

連携が進めば、市教委は、会計処理誤りの原因となる制度等の見直しにより、段階的に実情調査の事務軽減を図ることができ、各学校では事務の効率化及び誤りの軽減につなげることができる。また、市監査委員（事務局）は、市教委の会計事務実情調査の範囲内については、監査対象を軽減してより深い監査が実施できるとともに、学校への往査負担を軽減することができる。と考える。

#### (イ) 情報システム利用者による評価の収集と反映について

情報システムは構築されることで価値を発揮するのではなく、効果的に利用されてこそその価値が発揮される。特に利用者が多く、かつ利用頻度の多いシステムについては効果的に利用できているか、利用者による評価を収集、反映し、改善に取り組むことが望まれる。

##### <内容>

情報セキュリティに関する改善事項等、利用者の要望を積極的にすいあげる仕組みとしては、校長との意見交換会等や、ヘルプデスクが取り入れられている。しかしながら、特に関係者が教職員と保護者と多人数にわたる「校務支援システム」については、月間の利用ピーク時にはレスポンスが著しく低下し、忙しい時期に手待ち時間が発生する、台風等非常時の連絡に利用する機能について「送信時の字数制限があって手間がかかる」、「既読システムがタイムリーに機能しない」、「返信確認ができない」、「時間指定したメール配信が指定時間に届かない」等の改善要望が今回の監査で訪問したいくつかの現場からあげられている。現状の仕組みでは改善事項、利用者の要望等を取り上げられていない可能性がある。

「情報セキュリティ管理基準（平成28年改正版）」では、項番16.1.1.1にて情報セキュリティ弱点の評価のための手順(不具合点をすいあげる手順)を講じるように求めている。これは、「手順をつくること」が目的ではなく、「利用者が効率的な業務を行うことのできるシステムに改善すること、問題が発生することを未然に防ぐこと」が目的である。

「校務支援システム」については不具合や要望をすいあげるとともに、それらについて改善に取り組むことが望まれる。

#### 【情報セキュリティインシデント管理について】（下線部分は監査人が付加）

情報セキュリティインシデント管理に関する管理層の責任及び手順について、組織において以下の6点の手順が策定され、十分に伝達されることを確実にするために、管理層の責任を確立する。

1. インシデント（※1）対応の計画及び準備のための手順
2. 情報セキュリティ事象（※2）及び情報セキュリティインシデントを監視、検知、分析及び報告するための手順
3. インシデント管理活動のログを取得するための手順
4. 法的証拠を扱うための手順
5. 情報セキュリティ事象の評価及び決定のための手順、並びに情報セキュリティ弱点（※3）の評価のための手順
6. 対応手順（段階的取扱い、インシデントからの回復の管理、並びに内部及び外部の要員又は組織への伝達のための手順を含む。）

出所：「情報セキュリティ管理基準（平成28年改正版）」

※1：インシデント：事件又は事故

※2：情報セキュリティ事象：システムの誤動作や異常な挙動等の情報セキュリティに関連した現象

※3：情報セキュリティ弱点：システムやサービスの利用中に発見された、又は疑いを持たれた機密性・完全性・可用性に関する問題点

#### (ウ) サイバー攻撃への備えについて

学校ネットワークはオープンなネットワークではないが、一部外部と接続できる機能を有しており、近年脅威が高まっているサイバー攻撃に全く関係ないとはいえない。少なくとも既知の手口によって被害を受けることのないよう、職員に対し、情報セキュリティ（特にサイバー攻撃）に関する知識及び能力の向上に必要な研修を行うことが望まれる。

#### <内容>

学校ネットワークはオープンなネットワークではないが、校務支援システムについては、外部と連絡可能なメールアドレスを有している。利用者である教職員に対して標的型攻撃メール等といったサイバー攻撃に対する周知がなされていないため、サイバー攻撃に対して適時に対応できない可能性がある。

#### 【市からの回答】

教職員の研修は、教育センターが体系的に実施しており、情報セキュリティに関する研修についても、その中の一つとして実施している。各校情報教育担当者向けに年1回実施し、各校にて全教職員に周知させることにより、全教職員の知識及び能力の向上につながっている。

また、個人情報の管理については、不祥事防止マニュアルに基づいて、各学校において事務改善会議で研修を行っており、教職員課においても管理者等に対して研修を行っている。

さらに、情報セキュリティの知識の向上及び注意喚起に関する通知を、学事課はじめ関係各課から随時行っている。

出所：市からの回答

昨今では業務上利用するメールアドレスだけでなく、個人で利用しているメールアドレスを利用した電子メールを侵入口として、大量の情報漏洩を図る標的型攻撃メールの被害が増えている状況である。平成27年5月には日本年金機構で約101万人の情報が流出し、平成28年3月には旅行業者で約697万人の情報が流出している。過去1年に1割弱の企業が、標的型攻撃を認知していたという調査もある（参考：日本情報経済社会推進協会/JIPDEC「企業IT利活用動向調査2016」）。

市の見解では、情報セキュリティに関する研修が行われているとのことであるが、標的型攻撃メールの見分け方について回答できない教職員がいることは、そこから被害が発生、拡大する可能性がある。研修を実施しているとしても、実際に情報セキュリティ面で安全な行動をとることができなければ意味がない。学校ネットワークは外部からのアクセスが制限されているとはいえ、少なくとも標的型攻撃メールの手口を職員が理解し、既に被害者が発生している手口によって被害を受けることのないよう、例えば、「校務支援システムの掲示板機能、閲覧板機能、メール機能等を利用した情報提供」、や、「北九州市教育センターのWEB研修の活用」、「独立行政法人情報処理推進機構が公開する標的型攻撃対策をテーマとした映像コンテンツの利用」、「警察庁の公開する情報セキュリティ対策ビデオの利用」、「利用者全員を対象にした、模擬の標的型メールを配信する演習」等、職員に対して情報セキュリティ（特にサイバー攻撃）に関する知識及び能力の向上に必要な研修又はそれに代わる方法を行うことが望まれる。



(I) 児童・生徒負担金の保護者決算報告及び保護者会計監査の適切な実施について

各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、決算報告や会計監査が実施されていない事例が見受けられた。

各学校においては、会計ごとに漏れなく適切な監査を受けたのち、決算報告を行うことにより保護者に対して適切に説明責任を果たし、透明性を維持することが望まれる。

<内容>

学校では、児童及び生徒の私費負担となっている経費を学校において徴収し、保護者に代わって執行するという児童・生徒負担金の制度がある。

児童・生徒負担金の取扱いについては、次のとおり「校納金会計事務取扱マニュアル」に定められている。

【児童・生徒負担金の概要】

負担金の定義	学校において徴収できる負担金とは、現行制度上児童生徒の私費負担となっている経費のうち、学校教育活動を通じて、児童生徒に直接還元されるもので、校長が学校教育活動に必要なものと認め、学年、学級及び特別活動におけるクラブを単位として、学校が定めた金額を児童生徒から徴収する経費をいう。 なお、本来児童生徒が個々に購入持参するもので保護者の要望等により、校長が共同購入することが望ましいと認めた経費を含む。	
負担金の名称及び内容	負担金の事務処理にあたっては、原則として次の名称（会計区分）及び内容により取り扱わなければならない。	
名称	内容	説明
学 年 費	教材に関する経費	(副読本) よい子の社会、歴史の資料集 (補助教材) ワークブック、ドリル、テスト類
	その他の購入に関する経費	(学習材料) 理科、美術、技術・家庭科等の実験実習材料 (その他) 習字道具、技術、家庭科道具等
	行動に要する経費	(視聴覚) 映画、音楽、観劇等 (校外学習活動) 遠足、社会見学、キャンプ等
	その他行動に要する経費	(会の運営、活動) 児童生徒会、学年、学級等
給 食 費	学校給食費 (含牛乳給食費)	給食材料費
積 立 金	修学旅行等に要する経費 アルバム作成の経費	修学旅行、アルバム、記念文集等
保 健 費	保健に要する経費	日本体育・日本スポーツ振興センター
修学旅行費	修学旅行に要する経費	修学旅行（積立以外）

出所：「校納金会計事務取扱マニュアル」

各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、次の会計が保護者に対する決算報告に含まれておらず、また保護者による会計監査も実施されていなかった。

A) 決算報告及び会計監査がない事例：小倉南特別支援学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
給食費	18,960,045	18,959,336	709	次年度へ繰越
保健費	217,580	217,580	—	—
修学旅行	368,000	352,576	15,424	保護者へ返金

出所：「出納簿」

さらに、次の会計については保護者に対する決算報告は行われているものの、保護者による会計監査は実施されていなかった。

B) 会計監査が未実施の事例1：浅川中学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
1年行事 社会科見学	1,414,000	1,366,160	47,840	保護者へ返金
2年行事	5,832,000	5,601,441	230,559	保護者へ返金
3年行事 アルハム	17,773,932	17,626,503	147,429	保護者へ返金

出所：「出納簿」

C) 会計監査が未実施の事例2：戸畑高等専修学校

【対象会計】

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	収支差額	差額の処理
一年学年費	22,200	21,447	753	保護者へ返金
一年積立金	36,000	—	36,000	次年度へ繰越
二年学年費	34,700	31,287	3,413	保護者へ返金
二年積立金 (1～2年)	72,000	—	72,000	次年度へ繰越
三年学年費	29,700	27,043	2,657	保護者へ返金
三年積立金 (1～3年)	108,000	100,740	7,260	保護者へ返金
同窓会費	1,000	1,000	—	—
卒業記念品	2,000	2,000	—	—

出所：「出納簿」

児童・生徒負担金については、過去にも横領や着服事故が全国的に発生しており、不明朗な取り扱いが問題となっている。

そのため、「校納金会計事務取扱マニュアル」においても、次のように決算報告及び保護者による監査が要請されている。